令和4年第2回上毛町議会定例会会議録(2日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

令和4年6月9日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(12名)

1番 髙西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣﨑誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名
町長 坪根秀介・ 副町長 岡﨑 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋 子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長野添雄二

議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第2回定例会議事日程(2日目)

令和4年6月9日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議会運営委員会の選任

日程第 3 一般質問

○会 議 の 経 過 (2日目)

開議 午前10時00分

○議長(宮崎昌宗君)皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様もよろしくお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いします。発言は必ず議長の許可を 得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意 義な会議になりますよう、皆様の御協力をよろしくお願いします。

なお、コロナウイルス感染防止のため、質問者は可能な限り質問は簡潔に行い、時間短縮の御協力をお願いします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

ここで、税務課長より初日の発言の訂正を行いたいと申出がありましたので、発言 を許可しております。

税務課長。

○税務課長(堀田京介君)初日の国民健康保険税条例の一部改正議案における友岡議員の質問、超過限度になる所得はどのくらいになるかという質問に対し、約600万円と答弁しておりましたが、訂正をお願いします。

正式には、税率区分ごとに、医療分の超過限度所得は約900万円、支援分については670万円、介護分については820万円となります。いずれも、世帯の合計所得となります。

このように、所得割の率と限度超過額の関係で変動しますので、この場を借りて訂正をお願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君) それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

6月7日、本会議終了後、文教厚生常任委員会が開催され、岩花文教厚生常任委員 会委員長の辞任が許可されました。

辞任に伴い、髙西正人議員が文教厚生常任委員会委員長、廣﨑誠治議員が文教厚生

常任委員会副委員長に互選されました。

また、閉会中の6月6日に、岩花議員から議会運営委員会委員辞任の申出があり、 これを許可しました。

そのため、本日の会議では、議会運営委員会委員の選任を議題とします。そののち、一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり5名です。 質問順は、申合せにより通告書提出順に発言を許可することとします。 これで諸般の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)日程第2、議会運営委員会委員の選任を議題とします。 お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、 廣﨑誠治議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、廣﨑誠治議員を選任することに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第3、一般質問を行います。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、質問は通告された時間内に終わるよう要点をまとめ、簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても責任の持てる、的確な答弁をお願いします。時間の経過は議場内に表示されますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

これより、順番に発言を許可します。

1番目に、6番、宮本議員。

○6番(宮本理一郎君)皆様、おはようございます。1番の宮本でございます。それでは、早速始めたいと思います。

命あるものは命ある限り生き、そして、いずれは亡くなっていくものでございます。 家族、親族があれば、当然、その亡きがらを丁重に葬り、お墓に埋葬するのが普通で あり、自然な形でございます。

しかし、少子高齢化や核家族の進行、生活の多様化やグローバル化の進行により、

従来の葬儀の在り方、墓地への埋葬の形も変化を見せているのでございます。住民の様々な生き方、考え方が認められる時代が来ているということでございます。自分の老後や終末期、さらには死への迎え方に対する意識の多様化により不安や心配も大きくなって、終活や墓地への関心が高まっているのでございます。戦前、戦中、戦後、全国各地区に創建された墓地、墓所、墓石、墓標などが経年劣化の一途をたどっており、一子相伝でつないできた家も墓地も、いつの間にか、その家族、継承者がいなくなり、所在不明であり、無管理、放置されているという状態のお墓が多く見られるのでございます。

後継ぎや家族が担うことが前提の日本の現在の墓地の秩序は、時代の流れと人の考え方の変化等のために、それを維持することが困難になっている現状でございます。 このような状況から、地方自治体、市町村が中心となって、地域を愛した人々の生きた証が残る地域の大切な空間として、お墓を地域全体で守り、無縁化、管理放置の不安がなく、新しい墓地の在り方を検討していく必要があると、私は考えるのでございます。

よって、本日、私は、日頃見落としがちなお墓の管理、有り様、現状と今後の課題 についてお伺い、御質問を申し上げることにいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君) それでは、まず最初に、墓地埋葬法というのがございます。皆さん御存じでございましょうか。墓地埋葬等に関する法律において、現在行っている町の対応はということでございますが、1948年、昭和23年になりますが、この墓地埋葬法が日本では制定されました。その際に、埋葬、亡くなった方を丁重に葬ること、そして焼骨、お骨を焼くこと、これらをお墓に埋めることを埋蔵と言いますけども、これは、墓地以外では行えないということになっております。つまり、お墓以外のところに穴を掘って御遺体を埋めたり、お骨を埋めたりということは許されておりません。それは、事によっては死体遺棄とかお骨の遺棄ということになりかねないのでございます。そして、墓地の経営や納骨堂、火葬場の経営というものは、当時は県知事の許可制になってございましたが、現在は、各市町村長の許可等が必要だということになっております。

これに関して、葬儀や埋葬、お骨を焼く諸事における住民からの相談、どの程度、現在、本町の行政が住民と関わっているかということを、まずお伺い申し上げます。

- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)私のほうから御答弁させていただきます。

まず、現在行っている町の対応ということで、町の業務として御答弁をさせていた だきます。

まず、墓地埋葬法の第5条の規定によりまして、埋葬、火葬、改葬の許可、それと 法の第10条の規定による、墓地、納骨堂または火葬場の経営許可が町の業務として あります。

今さっき議員のおっしゃいましたとおり、先ほどの経営許可についてなんですが、 県のほうから権限移譲として、平成10年4月1日から町の業務ということになって おります。

それから、町に対しての相談というふうな形でありますが、今のところ、上毛町になってからのそういった葬儀とか埋葬、焼骨についての相談というのはございません。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君) それでは、お墓にはそれぞれお墓の戸籍、いわゆる墓籍というものがありまして、これは、常識的には法務局に亡くなったら登記をするわけでございます。ですから、法務局に問い合わせれば、自分のところのお墓の戸籍が記載されているかどうかというのが分かるはずでございますが、戦中、戦後の混乱の時期に、登記しないまま埋葬されたというケースをよく聞くわけですけども、こういう方々が、今になって先祖の籍を新たに設けたい、登記をしたいというような御相談はございませんか。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君) そういった相談も、受けてはないんですが、先ほどありました不動産の登記の関係なんですけど、現行の不動産登記法では、墓地の使用権を登記する手段がございません。何が墓地使用権の対抗要件となるのかについては慣習に委ねざるを得ないというのが現状ということで、これは、墓地、納骨堂をめぐる法律実務という本に規定されております。

以上です。

- ○議長 (宮崎昌宗君) 税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)すみません。関連で、固定資産の関係についての答弁をさせていただきます。

通常お墓を建立する際は、墓地の区画を購入して墓石を建てることになりますが、 これは墓地の永代使用権を購入するだけです。墓地や霊園から墓地を借りているだけ となりますので、固定資産というような考えにはなりません。

この永代使用権はどのような権利ということになるんですけど、この永代使用権は 法律で認められている権利ではありません。永代使用権という用語は、民法にも、そ の他公法・私法にも条文のない用語です。

基本的には、永代使用権は、法律に定めるものがないため債権として考えられ、その内容は、債権ですから法律や判例で決定されるものではなく、当事者間の契約の内容により決定されると考えられます。

霊園等の契約書のあるケースでは、永代使用権は、契約書により基本的に内容が決定される債権であると考えてよいと思われます。

また、本町のようにみなし墓地等の契約書がないケースは、原則的には債権である と考え、その内容は、慣習により当事者の合意的な意思、解釈によって決定している ということになると思われます。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君) そういう解釈をされますと、登記をしてて、このお墓は自分の おうちの所有権があるお墓であるというようなことが非常に不明確だと、法的裏打ち がないというような解釈にもなろうかと思います。

戦中、戦後の混乱した中でお墓を建てた方は、特に日本の場合は、宗教あるいは考え方、個人の思いというものが重要視されてて、法律的な裏づけよりも個人の心の問題だというような形で推移してきた、不透明な感じだと思うんですが、当時、昭和20年代、登記は使用権者の連名登記だった。一つの墓所に何軒かがまとめてお墓を造ってた場合、何軒かがまとめて連名で登記されている。つまり、お名前が列記されて押印されているという場合は、連名された方の合同の使用権ということになるわけですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)当時、墓地についてはそういう形で、今、墓地の登記ですけ ど、新吉富村であったり大平村であったり、あと、そういう形で、個人の総有名義、 基本的には総有というような考え方になると思われます。

共有というのは、夫婦間で家を半分ずつ持ちますよという形になりますけど、墓地とかの公共の土地等については総有という形で、その当時の関係者、総有の連名で、登記を、誰かが所有して、要は墓地の所有者ですね、管理人という形にならんといけないんで、そういう形でされているという形だと思われます。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君) それでは次に、墓地埋葬法に基づく義務や防災対策等の観点から、町内に存在する墓地の場所とか数とか地目、あるいは地権者、管理方法などについて、本町並びに福岡県はこれを調査したことがございますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)平成10年4月1日に県から権限移譲されたときに、墓地埋葬法は、先ほど言われました昭和23年に施行されておるんですが、その前の墓地というのはみなし墓地というふうに判断をしておるということの見解でございました。

現在は、登記地目が墓地となっているところを一覧表で整理をさせていただいております。その中で、みなし墓地としての集落の共同墓地の箇所数というのは、南吉富地区で11か所、西吉富地区で9か所、友枝地区で18か所、唐原地区で16か所となっております。

管理方法としては、それぞれの管理者ということで、自治会や管理組合で対応されていることです。

ちなみに、町営墓地として認定されているところは垂水墓地というのがありますが、 管理は地元の自治会ということでなっております。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)一応は調べたようでございます。現在、大体50か所ぐらいが、 調べた調査で分かったということでございますが、恐らく、まだ漏れたところがたく さんあるんじゃないかと思います。

皆さん御承知のとおり、お墓の存在している場所というのは、住宅や居住近くとか、 あるいは圃場の中とか山際、そして川のそば、池のそばということで、比較的、危険 地帯、災害に弱い地盤のところに多いわけでございます。そういったところも、今後 は十分頭に入れて、お墓の存在をどうするかという問題でございます。

次に、お墓の経営形態というものが5種類ほどございます。全国的には、いわゆる、 私どもに一番多い村墓地、これは個人所有の管理墓地、村墓地と言いますけども、こ れは戦前、戦中、戦後、世の中混乱の時期に亡くなった方々、また、戦死者等を弔った、登記をしないままに葬ったお墓も、地方では一番多いと。これが個人所有の管理 墓地、いわゆる村墓地というものでございます。

二つ目は、地域の地縁団体が管理する墓地組合の墓地ですね。例えば、この裏手の山にある、あれは何かな、戦死者をまとっている墓地がありますね。聖地公園か。聖地公園の墓地ですね。これは、戦没者の遺族組合が管理なさっているというような、地縁者による団体が管理している墓地組合、それに、いわゆる公益法人や宗教法人が経営する、宗旨とか宗派を問わない大型の事業型霊園墓地と言われるやつ、別府の山裾に大型の墓地とかありますけども、これは、いわゆる公益法人、宗教法人の経営する事業型の墓地と言われるやつですね。

いま一つは、お寺さんが檀家さん、門徒のために設置しておる寺院墓地、お寺の境 内の中に、檀家さん、門徒さんのための墓地や、あるいは、最近では簡易収納式の、 そういったお墓になっているわけでございます。

最後に、一番、私が今回言いたいのは、地方公共団体、県、市町村が経営主体となって、申請に対する許可によって使用が認められる公営墓地、市営とか町営とかいうような墓地でございます。

これは、北九州には非常に多い。近くでは苅田町営、築上町等々にあるわけでございますが、こういうことを、町長、一応、視野に入ってございますか。公営の墓地という点で。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)墓地につきましては、やはり、ある意味、身内から見れば大切な 墓地ということになりますけれども、他人から見れば、ある意味、迷惑してるという ような形もありますので、場所の選定というのは非常に難しいと思うんですね。

ですから、どこかに一つモデル地区をつくるということであれば可能かもしれませんが、それも、やはり地域の方々の同意といいますか、熱意といいますか、そういったものがなければ、なかなか行政として進めるのは困難であろうというふうに思っています。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)後ほど、町長にはまた、いま一度、御質問申し上げます。 次に、終活への関心が高まる中で、自然葬など、新たなお見送りの形、葬送の形が

見られるなど、宗教感とかライフスタイルの変化に伴う、多様化する住民のニーズに 対応できる墓地行政の在り方というものが、今求められているんじゃないかと、私は 認織するわけですけども、少子高齢化と後継者の不在等により、墓地、墓石が経年劣 化して危険度が増している墓地が多いということ、そしてまた、墓地の移転や墓じま いが多くなり、その影響で、無縁仏や無縁墓が目立ち、墓地の荒廃という現状に至っ ている。この点は、行政は御認識ございますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)様々な葬送の形態ができているということの認識はございますが、基本としては、個人で対応されるべきものではないかなと考えます。それと、 先ほどの荒廃という形に対してなんですけど、個人がやっぱり所有して管理するべきものということで考えておりますので、今現在としては、行政として、そこまでの荒廃の部分が進んでいるということの把握はしてございません。
- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)経年劣化というのは急になるわけじゃございません。やっぱり時間を重ねて、そうやって、現在に至っているわけでございますが、私は、これを放置しておけば、自然災害、例えば地震や大雨、山崩れ等による被害の危険度が非常に高い。先ほど申しましたように、墓の存在が、山際とか川のそば、池のそば、そういった非常に災害のリスクのある場所にあるだけに、例えば、一たび災害が起こったとき、墓だけの損壊ならば個人が負担すればいいということになりましょうが、その墓の影響で、全部、その下の家が崩れたとか圃場が乱れたとかいうようなことで、役場のほうに補償してくれとか行政に補償してくれというような問題が起きかねません。だから、私は、そういう意味で、墓地法の制約はあると思います。墓地法の制約の

だから、私は、そういう意味で、墓地法の制約はあると思います。墓地法の制約の 枠を変えて、指導・管理の必要があるのではないかと。副町長、どうですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)副町長。
- ○副町長(岡崎 浩君)まず、災害の部分等で申しますと、当然、民家等に災害が起こった場合の救済という部分は考えてまいりますが、それを墓地とパッケージというふうな形までは、なかなか現状では考えにくいのかなというふうに思っております。
- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君) その辺は、本町の行政が、見方がまだ浅いというか、そこまで深く考えてないというふうにいうか、要は、全国の各地の自治体が、既に町営なり市

営なり県営なりの墓地を造っているということは、土地開発なり地域開発を進めることによって、そこにたまたまお墓が二、三か所あった、これじゃあ大変だ、地域開発ができない。じゃあ、まとめて、地域に尽くしてくれた方々の御霊を永久的に弔う、そういう場所を造りましょうというような意味合いも多くて、全国の自治体は、いわゆる公共墓園というものを造っているというふうに私は考えているんです。

ですから、今後の本町のお墓に対する考え方は、そういうふうに、できるだけ私は前向きに考えてほしいと。それは、日本古来のお墓は、その子に、その家の考え方の問題だから、よそもんがそんな家のお墓の問題に口出す問題じゃないと言われればそこまでですけども、行政はそれを含めてそれ以上の大きな役割、責任を担っているということも考えていただきたいというわけでございます。

つまり、今後、住民からの相談や問合せが今以上に出てくると思います。それは経 年劣化が進むという意味において、そうです。だから、墓地行政の考え方、方針を、 今後は、今までなかったならば、少し視野に入れて考えていただきたいと、私はそう いうふうにお願いするわけでございます。

次に、家族や地域で支えることができなくなった墓地が無縁墓地化することのなきよう、持続可能な維持管理のできる墓地整備として、既存墓地の再整備を含めた、地域の実情に合った公営墓地の必要性はあるのじゃないかということでございますが、今私がるる申し上げましたように、公営墓地は、そういった意味で地域に貢献した方々の心をいついつまでも地域の皆様が弔ってあげようという場所を一括で設けて、みんながお盆やお正月になればそこに集まれるという空間をつくるということも一つのアイデアじゃないかと思うんでございます。

行政がおっしゃるように、お墓は家の問題だから、うちのお墓はうちらで守っていくよと言われればそうなんですけども、私が言うのは、人の命、その家の累代の埋葬されている神聖な場所だけに、お墓というのは行政が関与することはなかなか困難な点もありましょうが、しかし、2040年1万人構想という大命題がございます。

本町は2040年に向かって、今、7,000人足らずの人口を1万人にしましょうという方向性を、町長がリーダーシップを取って、みんなが頑張っているわけでございますが、これは実現されなければ何も夢がないわけでございます。そういう意味で、本町が持続可能な地域社会を目指すに当たって、今後、恐らく公的施設の建設や企業誘致、分譲住宅の建設、道路網の再整備等々、地域開発や土地開発が盛んになってく

るでありましょう。その場合、現在あるお墓、墓地は、町内に散在しているだけに、 行政が公的な……。

- ○議長(宮崎昌宗君) 議場では電話しないでください。後ろの方、すいません。 すいませんね。
- ○6番(宮本理一郎君)ああ、いいですよ。どこまで行ったかな。
- ○議長(宮崎昌宗君) すいません。
- ○6番(宮本理一郎君)行政が公的な場所でありながら、これに関与できないという立場では前に進まないですね、考え方が。そういった意味で、お墓、墓地の管理の在り方はどうなるのか。移設、移転、つまり、町内に散在する墓地を集約して、公的町営墓地として責任ある永続的な管理をする方向を、私は目指すべきじゃないかというふうに考えているんです。

町長、最高責任者として、この辺の公的町営墓地の経営というものは、今後、視野 に入れるべきか否か、その辺はどう考えますか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) 議員御指摘のように、理想から申しますと、墓地もやっぱりきれいなところで、安全性あるいは景観、そして駐車場等も考慮した利便性も含めて、ドウガにまとめるというのは非常に大事なことだろうというふうに思っております。

しかしながら、それぞれに、様々な方がいろんなところで生活しているわけでございますから、それを、先ほど申しましたように、どの地域にまとめるのかということは非常に難しい問題だと思います。

先ほど、何か宮本議員から言われてた災害というのはありますが、我々も集中豪雨であるとか台風が来たときは、極力地域を回っているんですね。回っているときに気づきますのは、やっぱり家屋のほうが非常に危険なところが残っているんですね。山裾のほうに建てられている方もいらっしゃいますし、裏山が壊れてて避難してくださいと言っても、いや、避難はしないよと、この家を守るんだというような覚悟を決めて住まれている方も多いわけでございます。

墓地という前に、私はその家屋のほうが大事なのかなと思っていますし、町の発展のために、いろんなものを、例えば定住ゾーンと交流ゾーンということで、今指示を進めています。そこに墓地があれば移転してもらうというようなところのことも考えなければならないと思っておりますが、山間部まで含めて、墓地を一人一人どこかに

まとめるというのは、先ほど申しましたように、非常に困難なことであろうというふうに思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)行政責任者としては、なかなか、ここまでは大変だというお考えの御様子でございますが、いずれ時が来れば、墓は大切だなということが分かる時期が来てくれればいいと、私の個人的感想でございますが、いわゆる、よその墓の問題だから、おまえたちは口出しせずにほっとけというような考え方もございましょう。しかし、今言ったように、お墓全体に及ぼす荒廃とか劣化現象、地域の生活環境あるいは景観、見栄え、お墓参りのときの危険性、安全性、そういったものを、十分、今後は考慮して、行政が何らかの形で、私は適正管理、見回りとか管理とか、最低限、町内のお墓はチェックして定期的に回る必要があるんじゃないかと。その辺は、課長どうですか。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)適正管理ということでございますが、管理者としては、先ほど申しましたとおり、自治会であるとか管理組合というのがございますので、基本は、 そこが気をつけるべきではないかというふうに認識しています。
- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)全国的に、公営墓地の必要性、町あるいは地方自治体で公営の墓地を造ってほしいなという住民の意見が上がっている原因が、ここにあるんです。

個人的な御意見なんですが、現在、生家より離れたところに住んでおり、お墓参りになかなか行けない。親族に管理をしてもらっているんだけども、付き合いも希薄になって疎遠になり、心苦しい。そして、法事や葬儀以外は、なかなか疎遠になって行けてない。これが公営墓地であれば、交通の便利もよくて行きやすくなるのにな。子供はいないので自分が墓守をしている。負担を感じてきたので、墓守の継承を前提としない、子供たちに任せなくてもいいような、公営の共同墓地に移したい。

このような理由で、改葬、いわゆる、葬り方を改める改葬ですね。これで、要は、 今まではお墓に入れたのを墓じまいにして、そして違う形で共同墓地に移す。つまり、 これは、日常の管理ができないから公的に管理してもらうということは、いわゆる永 代供養を公的にやってもらう。つまり、行政側としては、個人から永代供養料を年間 幾らということでもらって墓地を経営すればいいというような形になろうかと思うん ですけども、こういう意見が、副町長、多いんですが、どうですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)副町長。
- ○副町長(岡崎 浩君) そういう御意見もございますでしょうけど、先ほど来、町長が申し上げておりますとおり、人口1万人というのを目指す中で、定住者が増えてくれば、そういった公営墓地の必要性というのも出るかもしれませんし、共同納骨堂、そういったものの必要性も高まってくるかもしれませんが、その辺の意見が多数寄せられている現状にはない部分の中で、今後の課題かなというふうな捉え方をしております。
- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)いずれ、町長が言う2040年1万人構想の中で、町内を地域開発、土地開発しながら、町内に10か所、15か所の分譲住宅を造りましょう、そして企業誘致をいたしましょう、公共施設や道路も整備しましょうという、具体的なそういう工事が出てきた段階で、ここはお墓があるわ、ここにもあるわという問題が必ず出てくるはずです。その段階に備えて、今からこういう計画を、適正管理というようなことを、私は考えていっていただきたいと思うわけでございます。

それでは最後に、こういった住民からの御意見がございます。これにどうお答えい たしましょうか、町長は。

生きがいのあるふるさと、生きがいのある地域であるのは当たり前だけども、死にがいのある地域、ふるさとであってほしい。つまり、本町で生まれ育って死を迎えられる人はもちろんだけど、よそから来て住まわれ、死を迎えた人も含めて、地域の発展に何らかの形で寄与した方々の御霊を永久的に丁重に弔い、そして葬ってあげられる墓所、墓地づくり、そんな地域づくり、そんな地域行政であってほしいなという住民がいらっしゃいます。この御意見にどうお答えになりますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)町長。
- ○町長(坪根秀介君) 非常に難しい質問ではございますけれども、上毛町に住みたいという人をやっぱり増やすということが、今、私どもの使命だと思ってやっております。

墓地に関わる部分ですよね、質問はね。ですから、死に方といいますと、やはり上 毛町に来ることが誇りになれるような町を、今つくろうとしてやっているわけですけ ども、死ぬ前に、本当にここに住んでよかったなと思えることは、私、今個人的な意 見になりますけども、それまで本当、充実した人生だったなというふうに思って死に たいなと思っています。

墓地の考え方というのはいろいろあると思うんですね。それぞれの皆さんがそれぞれで判断することであって、海にまいてくれという人もいますし、いろんな方がいるわけですよね。だから、そういう中で、自分の考えを押しつけるというのは違っていると。皆さん違っていいんだろうと思いますので、今はしっかりとした、上毛町に住みたい、上毛町が誇りに思えるような町につくって、その結果がそういうふうになるんだろうと思っていますので、あまり墓地にこだわってやっていくのはいかがなものかなと思います。

既に、うちも墓地を、今改修しているところなんですけども、行くとやっぱり皆さん、結構、200万円かけただの、300万円かけただの、いろんな方がいらっしゃるんですね。だから、そういう中で、それぞれ、お金のかけ方もあるし、それぞれに、それをまた移転して一つにまとめて統一するようなことも必要なんだろうと思いますけども、時期もありますし、それはもう長い歴史の中でそういうふうにつくっていくもんだろうと思います。今直ちに、長い歴史を、今この時代に変えるというのは、非常に厳しいものがあるんじゃないかと思っております。

また、コロナ禍で、皆さんが、何をやっても予算がかかることですし、担当課長が説明しましたように、上毛町、227か所あるんですね。227か所を当たると、うちの予算規模ではもう全く追いつかないわけです。ですから、先ほど副町長がお答えしましたように、やはり、まず人口を増やしていくということを、人がいなければ墓地も守れないわけですし、農地も守れない。山林も守れないということになりますから、やはり人を増やしていくことで、皆さんが、本当にここに来てよかったなと思えるような未来を創造するということに、我々は重点を置いてまいりたいと思っています。

- ○議長(宮崎昌宗君)宮本議員。
- ○6番(宮本理一郎君)人口減少が続いているわけで、新しい子供さん、赤ちゃんが生まれるのは大歓迎、これは大歓迎。しかし、地域に尽くした方々が亡くなって、そこに葬られる。そのお墓というものは、当然、同じように大事にしなければならない。それが人の道だと思います。

それと、先ほど、町長、お骨をまくというお話がございました。いわゆる散骨でございますが、散骨は、これは墓地法では認められているんです。だけども、最近は、

詳しく言うと、伊豆の熱海、そして富士山、河口湖、北海道等々のいわゆる観光地ですね。いわゆる散骨する方はその地域に縁があって、ここで登山をした、観光した、いい思い出ができたということにおいて、そこにまいてくれということでございます。

しかし、今、各地区で条例ができて散骨禁止になりました。そういう自治体が増えております。ヘリコプターで富士山のところにお骨をまくと、下に住宅があって何だろうか、お骨をまかれているというような状況がたくさんあったということで、今、禁止する自治体が出ているというようなことでございました。

そういうことで、行政に私が本日申し上げたかったことは、今後、そういった町の 土地開発あるいは地域開発を行っていく上に、お墓の問題、支障が出てくると思いま すから、そういったことも視野に入れて、今後とも前向きにこの問題に取り組んでい ただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長(宮崎昌宗君)宮本議員、お疲れさまでした。

ここで質問者席の整備をしますので、5分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時45分 再開 午前10時50分

- ○議長(宮崎昌宗君) それでは、休憩を解き会議を再開いたします。 2番目に、8番、三田議員。
- ○8番(三田敏和君)執行部の皆さん、おはようございます。そして、傍聴席の皆様、 よろしくお願いいたします。

本定例会の一般質問、2番目は、8番、三田敏和です。よろしくお願いをいたします。

ついせんだって、土・日、大池公園にて、「森の香りの遊歩道を歩こう。」というキャッチフレーズにて、キッチンカーフェス2022が開催されました。10台近くのキッチンカーが繰り出し、にぎわいにあふれていました。人気店、人気商品の前には行列ができるほどでした。

開催に先立って、5月31日、NOAS FMの「GO!イージー」に役場企画の 松井君が赴き、キッチンカーフェス2022のコマーシャルをしておりました。

当日は、職員も手際よく対応している姿を見て、頼もしく思いました。上毛という 表れだというふうに思います。 ところで、皆さん方、ちゃんとこのカード、つけていますか。何か返事がないようで、非常に気になりますが、そういうことであります。

午後には、100万人に1人と言われる難病PLS、原発性側索硬化症と闘っている落水洋介さんが豊前に来られて講演会がありましたので、参加しました。

彼は、「僕は今が人生で一番幸せです」と言います。病名PLSをピース、ラブ、スマイルと表現しています。できないことは社会が助けてくれると言っても限りがありますが、SDGs、持続的可能開発目標の理念にもある、差別のない社会をつくる、高齢者、障害の有無、年齢や性的マイノリティーといったことに関係なく、生活や権利などの保障された環境をつくっていくノーマライゼーションの考えが、現在の日本の福祉政策の根幹であります。

そこで、そのことが、今回の意見書、障害者と介護者の鉄道運賃割引制度における 特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書にもつながったという ふうに思っています。そのためにも、町民の皆さんの不断の努力と、行政の差別ない 支えが肝要であります。

そこで、一般的行政の考え方を確認する意味で、2点の質問をさせていただきます。 真摯な答弁をお願いいたします。

まずは、公共施設の災害補償についてであります。

自然災害により被災した公共土木施設は、例えば、河川、道路、下水道、公園などは、現在、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が制定され、補助から負担へと変わって、町は、災害が発生した場合には災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、公立の災害復旧事業が決定されています。

これらに含まれないものとしてどういうものがあるのか、庁舎等の建物は含まれないのか、まず、質問します。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) 災害復旧に関しまして、該当しないものということでお答え をさせていただきます。

議員さんが言われるとおり、役場庁舎につきましては、災害復旧事業の対象外となっているようでございます。その他といたしまして列記されておりますのは、集会所、公立病院、水道等ということで確認をいたしております。

○議長(宮崎昌宗君)三田議員。

- ○8番(三田敏和君)そういう中で、近年、自然災害は地域の偏りもありますが、かなりの頻度で発生をしております。それ以外の人災と言われるような災害も含めて、災害補償と言われる保険をかけているというふうに思いますが、庁舎、支所、先ほど言われた対象外と言われた公民館等、公共施設の保険の種類、補償金額、掛金等はどのようになっているか、お聞かせください。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)本町が所有します公共施設につきましては、一般財団法人全 国自治協会が運営します建物災害共済に加入しており、補償対象となる災害の種類に つきましては、火災、落雷、土砂災害、風水害等となっております。

補償につきましては、損害額に対して行われますが、災害が生じた時点の時価ではなく、新たに建築、購入、修復するために必要な額、いわゆる、再調達価格が補償限度額となっております。なお、風水害での補償につきましては、5割、100分の50が限度ということで聞いております。

令和4年度の掛金は、これは総額で申し上げますが、79施設、148物件ということで、約350万円の保険料を納付しております。この保険料につきましては、加入時の建築事業費を基礎として算出されたものでございます。具体的に、庁舎につきましては、補償金額の上限が8億1,800万円程度、掛金が11万2,100円程度、ここの大平支所ですが、9億6,000万円程度の補償額に対しまして、掛金が13万2,000円程度となっております。。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) 再度確認しますが、建てたときの金額じゃなくて、それを新たに 建てるときにかかる補償金額でよろしいんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。。
- ○総務課長(宮吉保男君)はい。仕組みはそのようになっております。ただし、今申し上げましたとおり、加入時の価格をそのまま据え置いてしまいますと、現実に、じゃあ庁舎が8億円で建つのかと言われれば、現実には厳しいものがあろうかと思いますので、価格の見直し等、そういったものが必要であれば、随時かけていく必要があるというふうに認識しております。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)では、そういう意味では、今のうちの本庁の庁舎、支所は、入っ

たときから比べて、そういう付加されたものとか含めて、その価格の調整がされているというふうな認識でよろしいんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)一部、数年前の消費税の引上げ等によりまして、共済のほうから指示がございまして、価格を一定の基準に基づいて見直しは行っております。

ただ、8億円で今の庁舎が建つかと言われると、そこは現実的には厳しいので、何らかの価格の見直し方法があれば、そういったことも考えなければいけないというふうには思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) その辺はしっかり見直して、もし何らかの災害があったときはそ ういうことができるように、確認をしておいていただきたいというふうに思います。

今年の2月20日に、吉富町の町営別府団地で5階建ての団地の1階の一室が消失いたしました。同じような火災が上毛町の町営住宅で発生した場合、災害復旧に対する費用等、上毛町の現状の対応はどのようになっていますか。火元の場合、本人の過失の有無とか類焼により被災されたとか、そういう場合を考えてお答えください。

- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)答弁をさせていただきます。

まず、公営住宅は、先ほど総務課長が答弁しましたとおり、火災保険に加入しております。その中で、入居者の重過失による火災の場合でも補償の対象になるということでございます。その後は、これは保険の仕組みなんでしょうけど、保険会社が入居者に損害賠償を請求するということになるそうです。

質問書にありました水漏れとかというのもありますが、水漏れについては、階下の 入居者に損害を与えるということになろうかと思います。そのような町営住宅という のは、現在、うちのほうではございません。

あと、類焼の関係なんですけど、ほかからもらったとかいうような形になった場合は、そこに住んでいる方というのは損害賠償の責任はないということで確認をしております。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) そういうことであれば、本人の過失で火災が起きた場合でも、今 入っている補償制度であれば、ちゃんと充填してくれると。

確かに、先ほど総務課長が言われたように、それでその建物が建つかというと、また、別の問題があるというふうに思いますね。そういう時の場合、どうか。そして、 先ほど言ったように、保険会社から本人に賠償責任が求められるというふうになると、 やっぱり本人にとって負担になるわけですね。公営住宅というふうになってくると、 現状は、その補償とかなんとかというのは、本人に対してどのように求めているかと か、その辺はどうなんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)入居者が損害賠償等の責任を求められた場合の任意の保険というのがあるんですけど、そういった加入について、現在、町のほうでは入居時での説明はしておりません。ほかを確認しますと、近隣の自治体ではどこも似たような感じで、入居時の説明をしていないということでした。

県営住宅になると、県のほうは加入のお勧めをしているということでございました。 それを受けまして、現在の入居者に対して加入の御案内をするとともに、新規の入居 者については保険の加入を説明するように変更をしていきたいと思います。

公営住宅というのは低所得者の方が対象ということになりますので、民間の住宅というか、賃貸住宅と違いまして、なかなか強制ということはできないのではないかと思っています。これについては、県営住宅も一緒の考えでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)いずれにしても、そういうもので公営住宅が建ったというのは理解をしますけども、やっぱり、先ほど私が言った、不断の努力、皆さん方が少しずつの努力をすることによって、やっぱり住みやすい町とか地域ができるわけであって、それがそうだからというふうに言ってしまっているように聞こえるんですけど、その点はどうなんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)御指摘のとおりだと思うんですけど、なるべく親切な対応というか、相手の立場に立った対応というのをしていきたいと思うんですが、保険会社のほうに確認すると、実際、公営住宅の場合というのは、損害賠償というのはなかなかやっぱり取れないという形で、95%というのは、もうそのまま放置というか、取れないままだということで考えていますので、保険会社のほうとしては、公営住宅としてはそういうもんだというふうな認識があるんじゃないかなというふうに思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) それは、課長、ちょっと甘いですよ。そういう思いを、課長自ら答弁されるのはちょっとどうかなというふうに思うんですけど、入居される場合に連帯保証人というのがありますよね。上毛町も公営住宅に入るときに連帯保証人をつけていますよね。その方々に白羽の矢が立つというようなことはないんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)連帯保証人という制度からすると、やっぱり連帯して保証というのは、責任というのはついてくると思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)ということは、仮に本人に過失責任もあって賠償責任を求められたと、本人が支払う能力がないというふうになると、その連帯保証人に白羽の矢が立っという考え方でいいんですね。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君)そういうことでよろしいかと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) そういう場合になって、やっぱり連帯保証人ってなかなかなれないじゃないですか。そういうふうになってしまうとね。だから、不断の努力というか、本人が入っていただくというのが、やっぱり本来正しいんじゃないかなというふうに、私も思うんですね。そんなに掛金も高くないし、ある意味、かけられる範囲じゃないかなというふうに理解をしております。

ぜひ、入居の条件の一つにそういうのを加えていただく、皆さんが何らかの努力をする中の一つとしてそれをやっていただけるというふうになれば、ウィン・ウィンとは言いませんが、それぞれの方がそれぞれの役割を果たしているというふうになるんじゃないかなと思うんです。最低限の努力義務として、私は義務化をしたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、再度、見解をお願いします。

- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君) 県営住宅でも義務化まではしていないという現状がございまして、ましてや、近隣市町村もうちと同様のことでございます。これから先、例えば法改正等があるような感じであったり、その地域の、何というんですか、社会情勢の変更といいますか、変わってくるようであったら、そういったことも検討していかな

いといけないのかなとは思うんですが、今のところは、強制となったらちょっと厳しいかなと思っています。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)そうやって、本人の失火で火災が起きたと。本人も連帯保証人も、 保険会社もその人から取れないというふうになったときに、結局、先ほど総務課長が 言われた、そういう災害補償に入っていて、それが、時価等ではない最初の加入であ れば、新しい家が、団地が建つかどうかというのは、また、分からない状態ですね。 そうなってくると町が手出しをせないかんと。それでよろしいんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君) 基本的には、制度としてそういう仕組みであるので、これ以上のことはちょっと難しいかなと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) 先ほど総務課長が言われた、ちょっと見直しが行われているというふうなことがあるんであれば、そういうのもちゃんと見直しをされて、きちっとしたものになるように、そして、できる限り、入居者の皆さんには入っていただける、優しい、丁寧な、真摯な加入方法をお願いしてやっていただきたいなというふうに思いますが、再度、答弁を求めます。
- ○議長(宮崎昌宗君)住民課長。
- ○住民課長(円入忠義君) 先ほども御答弁させていただきましたが、今の入居者と新し く入居される方に対しては、火災保険の御案内はきちんとさせていただきたいという ふうに思っています。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)ありがとうございます。

では、次に行きます。所有者不明の土地についてということをお聞きいたします。 5月のある新聞記事を読んでのことですが、所有者不明土地法改正の記事が目に留まりました。地域福利のための使用方法として、災害関連施設や省エネ発電設備の追加、住民の声を反映させる枠組みの創設とありました。

大平村時代に地域の圃場整備に取り組んだときに、所有者不明の土地が災いとなって整備に時間がかかり、挙げ句に、図面の修正を余儀なくされました。最近では、災害復旧に所有者不明の土地が災いとなり、復旧が進まないという報道も目にします。

まず、お聞きしますが、4月に成立した今回の改正所有者不明土地特措法の改正ポイントを分かりやすく説明をしていただきたい。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)改正法の概要ということで、国交省から出されておりますリーフレットを基に御説明をさせていただきます。法案の概要ということで記載をされております。

まず、一つ目の大きな柱といたしまして、土地の利用の円滑化の促進ということで うたわれております。議員さんが言われました地域福利増進事業の対象事業の拡充と いうことがうたわれております。その中に、再生エネルギー発電設備の整備に関する 事業追加ということでございます。

それと、同じ促進の中で地域福利増進事業の事業期間の延長等がうたわれております。現行、従前10年であったものが20年まで延長可能ということでされております。

それと、3番目といたしまして、地域福利増進事業等の対象土地の拡大ということ がうたわれております。この中で、空き家、いわゆる老朽空き家、危険な空き家に対 する土地の使用等につきまして、新たに項目が設けられております。

- 二つ目の大きな柱といたしまして、災害の発生防止に向けた管理の適正化ということがうたわれております。
- 一つ目といたしまして、市町村長によります勧告、命令、代執行制度が設けられて おります。
- 二つ目といたしまして、管理や不全となっている土地について民法の特例を設けまして、市町村長から管理の請求を行うことができるということになっております。
- 三つ目といたしまして、管理の適正化のための所有者探索の迅速化ということで、 これは情報共有が可能になったということでございます。

それと、三つ目の大きな柱といたしまして、不明土地対策の推進体制の強化ということで、組織のことであったり計画の樹立であったり、国からの職員の派遣ということが、大きく三つうたわれております。

以上でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) その新聞記事を見て驚いたことに、所有者不明の土地が、日本全

国でしょうけど、九州ほどの大きさに相当する面積があるということをお聞きしました。

そういう中で、上毛町としてその面積を把握されていますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)所有者不明土地の定義につきましては、議員さんがよく御存 じかと思いますが、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判 明してもその所在が不明で連絡がつかない土地とされております。現在、所有者不明 土地としての面積、該当件数として、町が正式に把握しているものにつきましてはご ざいません。

参考までに、議員さんもおっしゃっていました九州に匹敵するというところでございますが、国交省の調査では、全国で約22%が該当するだろうという記事がございます。これを基に上毛町に当てはめた場合、所有者不明土地の面積は、単純計算となりますが、約13平方キロメートルとなります。しかし、所有者の調査を進めた結果、最終的に所有者不明土地となるのは0.44%ではなかろうかという資料も出ております。これを同じく当てはめますと、上毛町の場合は0.27平方キロメートル、27町歩というような数字が出てくることになります。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) 27町歩、これはざっと推計なんでしょうが、先ほど不動産登記 簿を見て所有者が直ちに判明できないというようなことを言われましたが、そうする とその固定資産税が未納だというところが出てくると思うんですけど、その辺はいか がなんでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)固定資産税の場合、所有者が死亡した場合は、その者の配偶者や子等の法定相続人に承継され、その法定相続人全員が連帯して納税義務を負うことになっています。だから、相続人の一人でも全額の納付を負うというような形の考え方です。相続登記がされるまでは、相続人代表者、税条例第74条の3の規定による現所有者の届出や、納税管理人、税条例第64条に規定する納税を管理する者に対して、納税の告知を行っています。

このように、固定資産税については全ての相続財調査をするには多大な労力が必要なため、相続人代表者や納税管理人制度により納税者を特定し、対応させているもの

と考えられます。

一方、死亡者不明土地の税法上の対応としましては、令和2年10月1日以降に土 地の所有者等が死亡した場合、先ほどの相続人代表の届出を3か月以内に届け出るこ とが義務化されています。

また、令和3年度より、所有者が、こちらについては、一人も明らかにならない場合に限って、使用者を所有者とみなし、課税できるようともなっています。

この調査を尽くしても相続人が一人も明らかにならない土地は、現在の課税されている不動産では、相続放棄によって相続財産法人が成立した土地等のみの所有者が不存在として確認できています。相続財産法人が成立した土地は、筆数にして11筆、合計面積が2万8,000平米、評価額合計で173万円程度となります。

いずれも相続放棄物件ですので、利用価値が低く、公売等に不向きな土地となります。これらの物件については、相続財産管理人を立てて財産処分するには費用対効果で赤字となるため、現在、経過観察中となります。この部分が事業等で利用されるという形になれば、そこで利用価値ができて価格が出ますので、その場合は、相続財産法人を立てて処分するというような形になります。

なお、現在、上毛町の土地は所有者数で5,300人、うち約3,000人が課税であり、残り約2,300人が免税点未満や非課税地、特に保安林の課税されてない土地になります。この課税されてない土地の中には、所有者不明土地が含まれているものとは考えられます。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) るる説明いただきましたが、結局、所有者不明で固定資産税が取れない、免除されとるところを含めてなんだけど、取れないのは11筆、2万8,00 0平米だけだということでよろしいんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)現在の課税という形におけば、納税義務者、先ほども言うように、法定相続人が一人でも判明していればその者に対して課税できるし、滞納処分もできるようにはなっております。

ただ、現実的に、そういう形で調査を進めているところもありますし、そういう物件が公売等に付せる土地かどうかという形にもありますので、一応、課税については、

今現在、全て、先ほど言った相続放棄の土地についても、実際的には相続財産管理人を立てて処分するというような形に、最終的にはなります。

基本的に、税法上は、所有者不明土地という観点からいけばもう少し範囲が狭まる。 今回の所有者不明土地というのは、全部または一部という形の書き方になっていると 思います。一部が分からないんで、権利が、全員に対して分からない。要は、売買と かするときはその法定相続人の全ての者の権利について同意が必要になってきたり、 今度から民法で、その権利のほうも変わってきているというような形で解釈されます けど、そういう形で、三田議員さんが今回言われる部分と固定資産税における考え方 については、若干の差異があるということで理解してください。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) 固定資産税は、一人でも分かればそこから取るんで、取りっぱぐれはないと。しかし、売買とかなると、権利を持っている皆さんが全て同意をしなければ売買できないというような部分があるということなんですね。そういうふうに理解をいたしました。それでいいんだろうというふうに思います。

今回、改正所有者不明土地特措法が改正されて、所有者不明土地について市町村による対応の幅が広がるというふうになっているようですが、そのためには、条例の制定とか整備等が必要になってくるというふうに考えられます。その点についてどのように考えておりますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) 先ほども概要について申し上げましたが、今回の法改正では、 大きな柱として、利用円滑化の促進、災害等の発生防止に向けた管理の適正化、所有 者不明土地対策の推進体制の強化が主な改正内容でございます。

不明土地の管理に係る市町村長の権限強化、市町村での不明土地対策計画の作成、 市町村単独での対策協議会、制度の創設、市町村長による所有者不明土地利用円滑化 等推進法人の指定制度など、市町村の責務や権限が強化されております。

既に法律は交付されておりますが、今のところ、国、県等を通じて具体的な事務の 手続等については、通知がまだなされていない状況でございます。そのため、詳細は まだ把握できていないということでございますが、法律の改正の条文を読ませていた だくと、直ちに条例に定めるというような文言は見当たらないのかなということで思 っております。 今後、町が法律に基づきまして事務を進めていくとすれば、関係例規の整備は当然 必要になってくるということで思っております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)今後の国からの内容によって注視していくということで、理解を いたしました。

先ほど、総務課長が言われた中で、特に再工ネ発電設備を使う場合に、土地使用権の上限を現行の10年から20年というふうに延長して長期的な運用が可能としたようですが、町内の太陽光発電、メガソーラーといわれるものから、小規模を含めて、かなりの数が町の中に点在をしております。東上のような災害の要因も含むものもあるように思っています。

土地使用権を延長した場合、町に情報が入る仕組みや、開発に伴う一定の確認を町として調査することができるようにならないかというふうに思っておりますが、そういう面で、私は条例とか改正とか必要じゃないかなというふうに思うんですが、その点のお考えはどうでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) ただいまいただいた御質問の内容からしますと、メガソーラーに関してということになりますが、今回の法改正で地域福利増進事業の中で設けられた、例えば省エネの発電設備について、10年から20年の使用の延長はできるということでございます。既存の民間事業者等が建てました発電設備につきましては、今回の法律の対象外であるというふうに、私どもでは解釈しております。

確かに、東上地区で一部壊れたということは、私ども、承知しておりますので、これは、所有者不明土地とはまた別の形で、事業者さんとは、そういう情報がいただけるような仕組みは、ぜひ町としても欲しいというふうに思っております。ただ、具体的にこうしたらできるというようなところまでは、残念ながらまだ行き着いておりません。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)次に、先ほど概要説明してくれた中に、所有者不明の土地の中に 放置された廃屋家屋、倒壊家屋など、災害復旧の妨げになる場合があります。瓦礫や 樹木が放置された土地について、市町村は所有者に対応の勧告、命令ができるという

ふうに説明がありました。その上で、所有者が見つからない場合、市町村が行政代執 行で撤去可能というふうになるということができるというふうに説明がありましたが、 そういうふうになると、やっぱり、条例等を制定しないといけないというふうになる と思うんですが、その辺のお考えは今後の中でやっていくということでよろしいんで しょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)市町村の事務として進めていく中で必要があれば、当然、例 規については整備をさせていただきたいと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)空き家や空き地になっている所有者不明の土地の再生等利用活用 の促進について、町民の声を反映させる仕組みが創設可能となったと説明がありまし た。具体的に、どのようなことになるかなというのが分かればお聞かせください。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)今議員さんがおっしゃった部分につきましては、法律の内容からいきますと、恐らく所有者不明土地対策協議会というものが、法律上設けることができるということになっております。その中の構成員といたしまして、市町村、その他、県であったり国の機関、学識経験者等が考えられます。その他市町村が認める者という文言が入っております。必要があれば、住民の代表の方にその他必要と認める者という位置づけで、御意見をお聞かせ願うということはあるのかなというふうに思っております。

なお、現在も町が行う空き家や空き地対策の中では、地元の自治会長さんをはじめ、 地域住民の皆さんから情報収集や御意見を承りながら、個々のケースに応じて対応さ せていただいているところでございます。

また、町内で宅地を探されている方、よく連絡があるんですが、三田議員さんも御存じのとおり、町長以下、職員が把握できている情報をフルに活用しまして、物件を御案内できるものについては、積極的に御案内をさせていただいております。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)町長がフル稼働というふうなことを答弁されましたが、そういう中で、隣に不明の土地があってとかいうふうになると、なかなかそこの土地が売れるというふうになっていかないというようなことにもなると思うんですね。そういう面

では、やっぱり、しっかり把握していただかないと、その辺は、新しい土地に家を建てようと思ってもなかなか無理だというようなことになるんだというふうに思うんですね。

海外でも知られる制度でランドバンクというのが、これは制度導入可能だというふうになっております。土地を必要とする人との橋渡しの役をすると。言わば、住民と行政の共同作業とも言えることではないかなと。土地開発公社も含めて、新しい土地を企業に提供するといった場合にも、やっぱり不明の土地が両方にないというのが本来の姿だろうというふうに思うわけで、今後の土地開発公社の関連も含めて規制緩和ができれば、より、住民が来る。町長が言う、住宅が建てられる土地も、もしかしたらできるかも分からない、そのようなふうに思うんですが、その辺のお考え、町長よろしくお願いします。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)いずれにしても、空き家であるとか危険家屋の解消というのは、 非常に町の、今からの発展を阻害している部分だろうというふうに思います。

それで、やはり入居者であるとか、例えば危険家屋であれば業者が壊さなければなりませんから、業者も含めて、町もオールインの関係でできるのが一番いいと思っています。高い業者だと、なかなか、上毛町は何だというような御意見もありますので、しっかりその辺、バランスをうまく取りながら、人口増に進めてまいりたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君) その辺が、今後の発展の鍵を握るんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、それをよろしくお願いをいたします。

次に、新型コロナワクチンの接種対応についてお聞きいたします。

3回目の接種及び小児の接種状況についてお聞かせください。

- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)お答えいたします。

3回目の接種及び小児への接種状況については、新型コロナウイルスワクチン3回目接種は、2回目の接種から5か月以上経過していることが条件になります。町では、75歳以上の約1,400人を対象に、令和4年2月と3月に、計4回の集団接種を実施しております。

一方、12歳以上74歳以下の方々の対象者約5,300人には、令和4年3月から5月の間に計5回の集団接種を実施しております。接種率は、12歳以上の平均が79.7%となり、接種対象者の約8割に当たる約5,300人が3回目の接種を終えております。

小児については、年齢が5歳以上12歳未満、約530人が接種の対象になります。 令和4年3月から5月までの間に、1回目と2回目の集団接種をそれぞれ3回ずつ、 計6回実施いたしました。接種率は31.6%、約3割に当たる168人が、2回目ま での接種を終えております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)やっぱり、今日、初めて答弁でしたね。汗をかいたというふうに 思います。

12歳以上の約80%の方が接種されているという中で、まだ未接種の方が何名かいるというふうになるわけですが、現在までに、今日までですか、279名の方が感染をされております。

そういう方も含めて、感染すると行政の対応も一段と大変になってくるというふうに理解をしております。ワクチン接種は任意希望者というふうになっておりますが、 それだけでは片づけられないものでもあります。町としての、今までの対応と今後の 考え方についてお聞かせください。

- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)まず、1回目、2回目、3回目、それぞれ接種をまだ 受けてない方については、また、今後、6月以降に接種の機会をつくっていきたいと いうふうに考えております。

その方法については、集団接種を行うのか、また、個別接種にするのか、それはまた、今後検討を加えていきたいと思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)ぜひ、全ての方とは言いませんが、できるだけ多くの方に打っていただいて、打ったからマスクを外せるというわけじゃありませんが、だんだん緩和されている方向になりますので、やっぱり各自の不断の努力がとても大事だなというふうに思います。いろいろ、国から、打ってない人と近づいたら何か反応があるとい

うようなアプリもありますが、なかなかうまく活用しておりません。そういう中では、 ぜひ、誰もが打っていただくというのがとても大事なことではないかなというふうに 思います。

早い地域では、5月より4回目の接種を始めたという報道もあります。上毛町の対応についてお聞かせください。

- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)4回目の接種対応についてお答えいたします。

4回目接種につきましては、3回目接種を終えて5か月が経過した方々が対象になります。国では4回目のワクチン接種を重症化予防のためと位置づけており、60歳以上の方々、18歳以上60歳未満の方々の中で基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に実施するよう定めております。

本町では、国が定めた接種対象者に対して、7月からのワクチン集団接種を計画しており、必要な経費を本議会に6月補正予算案として計上しております。 以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)先ほど、60歳以上と基礎疾患のある方というふうに言われました。60歳以上は年齢的な制限というか、区分けはできるわけですけど、基礎疾患のある方ということについては、なかなか行政で把握できてないというふうに思われるんですね。そういう場合に、対応の仕方が、それぞれの行政で全員に接種券を配ってするとか、申出をしていただくとかというようなことでいろいろ苦慮されているようですが、上毛町はどのような対応をしていきますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)令和4年の4月28日の厚生労働省の健康局からの事務連絡、新型コロナワクチン追加接種、4回目接種の体制確保についてという中では、60歳未満の基礎疾患を有する者等に係る接種券発行については地域の実情に応じて柔軟に発行方法等を検討することとして差し支えないとしながら、一つは、対象者の申請により接種券を発行する方法、二つ目は、接種会場において接種券を発行する方法、三つ目は、接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法の、三つの方法が示されております。

町では接種券を18歳以上の全員に送るということは考えておりません。また、国

もこの方法を推奨しておりませんので、18歳以上60歳未満の方々全員に、基礎疾患を有する方、または新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める方については、4回目の接種が可能である旨の案内文と基礎疾患等を記入する接種申請書をお送りし、事前に子ども未来課へ接種申請書を提出していただき、保健師や看護師が基礎疾患等を確認した上での接種券を発行という対応を考えております。

- ○議長(宮崎昌宗君)三田議員。
- ○8番(三田敏和君)ありがとうございます。

要するに、本人の申出というようなことになるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ漏れのないように対応していただきたい。

いずれにしても、先ほど、るる御質問した内容について、上毛町として、やっぱり 未来に向けて町長が引っ張っていくということの中で、やっぱりオール上毛、職員も 議会も議員も町民も一緒になってやっていかないと、この人口は増えないというふう に思っておりますので、ぜひ、その点で、不断の努力をよろしくお願いいたします。 これで一般質問を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)三田議員、お疲れさまでした。 ここで質問者席の準備のため5分ほど休憩いたします。

> 休憩 午前11時35分 再開 午前11時40分

- ○議長(宮崎昌宗君)休憩を解き、会議を再開いたします。 3番目に、5番、廣﨑議員、お願いします。。
- ○5番(廣﨑誠治君) 皆さん、こんにちは。5番議員、廣﨑です。

今回私は、以前の議会答弁でお答えしていただいた事業要望等の進捗についてと、 議員の仕事の一つは行政のチェック機能を行うことです。このことを踏まえて、次の 案件を質問いたします。住民の皆様にとってこの町が生活しやすい町になるよう、真 摯な回答を期待して、質問いたします。

まず、1点目、中央公民館支館の保存について、令和2年3月議会での中央公民館 支館の保存についての一般質問において、今後、中央公民館支館の保存と利活用がで きるよう検討を進めるとの答弁がございましたが、質問から2年が経過いたしました。 状況を伺います。

- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) それでは、私のほうから、まず、現在の状況でございますが、 令和2年3月議会で答弁しましたように、中央公民館支館の保存等につきましては、 保守、修繕、耐震等、様々な見地から、当然、財政等も含め検討する必要がございま すので、そのための情報収集等を行っている状況でございます。

今後につきましては、その情報収集の一環としまして、今年度、九州管内の同類施設の視察も計画をしております。

また、令和5年度から、文化財保存活用地域計画の作成に着手する準備も進めております。この文化財保存活用地域計画作成に当たっては、中央公民館支館も対象となりますので、その中で、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。 以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) 九州管内同類施設と、今、答弁していただきましたが、どこに行かれる予定でしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)視察先は、長崎県になりますけど、旧波佐見町立中央小学校 講堂兼公会堂というのが波佐見町のほうにございます。この建物は、波佐見尋常高等 小学校の講堂兼公会堂として昭和12年に建築された大型の木造洋館であるというこ とで、本町の懐古館と同じ時期に建てられた、同じような施設ということもあります ので、視察のほうはそちらのほうにというふうに計画しております。
- ○議長(宮崎昌宗君)廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)文化財保存活用地域計画というのはどのようなものなんでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)文化財保存活用地域計画とは、市町村における文化財の保存 と活用に関する総合的な計画ということになります。中長期的な観点から文化財の保 存活用のための取組を計画的、継続的に実施できるものということで、その中で協議 していくということになります。

住民等と協力し、文化財を守り、生かし、伝える体制の構築も図られると、概要で すけど、そういった計画となります。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)現在の利用状況は、コロナ等で余り利用できてないかもしれませんけど、令和2年、3年と、もし調査してるんであればお答え願います。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君) それでは、令和2年度の実績で申しますと、利用団体数が6 団体、人数、延べ2,157名、令和3年度につきましては、利用団体が9団体、利用人数が延べ3,124名となっております。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) その利用団体というのは、主なものはどこになりますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)主な利用団体は、放課後児童クラブが主になっております。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)中央公民館支館については、昭和4年建築で、もうかなり古くなっております。早く改修しないと、教育長の答弁では、天井は幾何学文様の構造で、非常に価値があるものと答弁していただいたと思います。タイル壁の不足等が指摘されているということも聞いておりますので、保守、修繕、耐震の問題を早く行うべきと思います。教育長のお考えは。
- ○議長(宮崎昌宗君)教育長。
- ○教育長(道免 隆君) 今、議員御指摘のように、以前の答弁で、私そのように申し上 げました。

今後、先ほど課長が申し上げましたように、保存、利活用に当たっては、総合的な計画というものを、まずつくるということ。といいますのも、仮に、今後、修繕、改修等を行う場合に、文化庁の地域文化財総合活用推進事業という事業がありますけども、その事業を実施するに当たっては、先ほど申し上げました文化財保存活用地域計画というものが策定されてなければその事業に乗れないというような状況もございますので、今お話ししましたように、令和5年度を目途に計画の作成を考えております。

そして、5年度にそういう検討の会議をもって、6年度、その方向性が示されるかなという予定でございます。

以上です。

○議長 (宮崎昌宗君) 廣﨑議員。

○5番(廣﨑誠治君) 令和6年度に期待できるような回答でございました。貴重な文化 財でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、旧大平麦酒館の跡地の件についてお伺いします。

この問題については、過去、もう数名の議員が質問を行っております。再質問もあると思いますけど、確認の意味もあり、答弁をお願いしたいと思います。

通告の順番、前後する質問になるかと思いますけど、よろしくお願いします。

まず、1番目、麦酒館の債権処理の経緯と債権額なんですが、どのような経緯で貸付けになったか。建設年月日、開業年月日、業績が悪くなった時期、実質的な閉店、滞納額、和解等の日とか、その辺、お答え願いたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君) それでは、御答弁申し上げます。

麦酒館の開業ということでございますが、平成9年6月8日にオープンをしております。そして、平成9年の、うちとしては4月1日に、行政財産の目的外使用ということで許可を出しております。それが、会社に出している許可が平成27年5月30日まで続いており、その後、許可を止めております。

どこから悪くなったかということでございますが、申し訳ありませんが、会社の事情でございますので承知はしておりません。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)では、ジッシ等の閉店等も把握してないというんですね。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)正確な閉店については、申し訳ございませんが、把握しておりません。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)債権額として滞納等があったと思うんですけど、固定資産税、法人・住民税等が考えられますけど、その辺は幾ら滞納があったと答えられますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)滞納額については、お答えできません。ただ、最終的に 寄附の申出がありまして、寄附を受けておりまして、そのときには滞納額はございま せん。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)この行政財産の使用を許可したわけですけど、行政財産の使用料 等はなかったんですかね。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)使用料につきましては、月、1万1,506円ということになっておりますが、21年からは価格を改定しておりまして、2,040円ということになっております。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) 2,040円って、これ、平米当たりですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)失礼しました。2万40円でございます。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)これ、全体で2万40円。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)全体でございます。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣崎誠治君)すごく安い金額で貸していたんだなというふうに思います。 その分、固定資産税、法人・住民税が入るという形でやったんでしょうけど、次、 行きましょう。
- ○議長(宮崎昌宗君)町長。
- ○町長(坪根秀介君) 平成21年というか、その当時は、これ、私もそちらの議員で、 廣﨑議員はこちらにおられたと思うんですよ。そのときの話だったと思うんですね。 それを今質問して、今の体制のようなことはいかがなもんかと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣崎誠治君)平成21年の話では私もそちらにいましたけど、業績が悪くなった時期、実質的な閉店というのは合併前の話ですので、我々があまり承知してなかったというのが報告されました。

次、行きましょうかね。

麦酒館跡地については、平成29年3月議会において普通財産に変更されて、令和3年6月議会の一般質問では、シェアオフィスやサテライトオフィスとして活用を検

討しており、躯体調査の結果により、改修もしくは建て替えを行いたいというふうな 答弁をしておりますけど、躯体調査結果はどうなりましたか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)概要で御説明いたしますと、躯体調査の結果、要するに、 その場所に新築する、もしくは同程度の部分を新築する分と改修する分ということで 調査をいたしました。

その結果といたしましては、どちらも価格的には変わりませんが、改修した場合のほうが耐用年数が短くなるということとランニングコストがかかるという結果が出ております。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)ということは解体したほうがよいということですかね。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君) それにつきましては、そういうことではございません。 今のところ、そこの辺の結論は至っておりません。

なぜかというと、今のSDGsの関係で、あそこを改修して使いたいという要望も ございますし、解体したほうがいいということもございます。それは、来られるもし くはうちが誘致する、そういう相手先があっての話でございますので、そこは慎重に 見極めていかなければならないということで、先ほどからちょっと申し上げたとおり、 定住ゾーン、交流ゾーン、その中で検討していきたいということで、方向性はそこで 示していきたいということで考えております。

- ○議長(宮崎昌宗君)廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)躯体調査の中で、具体的に解体するんであれば、どれくらいの金額でできるというのも調べておりますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)解体費用だけでお答えさせてもらいますと、3,700万円ほどかかるということで出ております。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)議会の全員協議会等でいろいろ説明を受けておりますけど、これは、土地を返還するときは建物を解体撤去して、更地で返してもらうという形の計画ではなかったかと思います。解体するとなるとお金がかかりますので、前所有者の株

式会社福岡ビューゼンブルワリーに請求することは、もう現在できないということに 解釈していいんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)議員も申されましたとおり、その件につきましては、議会のほうで報告しておりますが、再度報告ということで申し上げますと、それまでの経過をるる申し上げて説明、その当時、しました。当然、ペーパーカンパニーになっている。そしてまた、弁護士と相談して、債権を請求してもなかなか取れないということで、総合的に判断させてもらって、あそこの利活用を今後努めていく中でそういった問題を解決しなければいけないと、当時の担当課長、そして係長、皆さんが鋭意努力して、その成果として、皆さんまたは議会に御理解をしていただき、無償譲渡によって条件をつけなく、寄附を受納するということで御説明を申し上げましたとおり、その結果として、現在、町の所有となっているというところでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)現在、その建物の評価額等はありますか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)この土地に関して、建物に対して、建物でという御質問でございますが、町が使う場合、また、売ったりする場合は鑑定評価を行うということが、これまでやってきたことでございます。

その鑑定評価については、旧麦酒館についてはしておりません。ただ、税の家屋の評価額といたしまして、参考として申し上げますと、3,167万38円ということで出ております。

- ○議長(宮崎昌宗君)廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)解体に3,700万円、現在の評価額が3,167万円と、若干の 差異はございますけど、そういう形で受け取ったんじゃないかなというふうに思いま す。

それでは、貴重な財産である麦酒館跡地の今後の利用の方向性についてお伺いいたします。

先ほども答弁がありましたけど、改修するのか、解体するのか、その辺、改めて聞きます。

○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。

○企画開発課長(熊谷豊司君)議員さんも今言われたとおり、先ほど御答弁申し上げましたが、ただいま、第2次上毛町総合計画基本計画において、交流ゾーンとして位置づけられている該当の土地、麦酒館跡地でございますが、町内で定住・交流ゾーンのプランニングを行っております。そこで、今後の方針を決定していきたいということで考えております。

ただ、企業誘致的案件、いいお話がございましたらその機を逃すことなく対応する 場合もございますので、その点については申し添えておきます。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) 私からすると、改修は難しいのかなとは思います。解体して、新しい企業さんに来てもらうというのが一番いいんだと思いますけど、それに伴って、会社解体費用の3,700万円、これ以上の金がかかると思うんですが、これにとっては税金投入という形になりますので、この辺は、税金の無駄遣いだと思われるという住民にどう説明するのか、その辺はどうでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)まだ相手先が決まってなく、まだ庁内でのゾーニング計画のプランニング中でありますので、そこら辺については、答弁はちょっと差し控えますが、当然、企業誘致なり方向性が決まりましたら、地元に、また議会にも、あと、丁寧な説明をしてまいりたいというふうには考えております。
- ○議長(宮崎昌宗君)廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) それでは、最後に、平成29年6月議会で麦酒館跡地の利用について質問したときに、前副町長の答弁では、具体的な企業進出の話があり、ほぼ決定する、最良の機会が来ているというふうな説明がございましたが、これはどうなったんでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)御答弁申し上げます。 その件につきましては、結論から言いますと誘致には至らなかったということでございます。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)外資系のホテルという話も聞きましたけど、その辺はもう、コロナの関係で来れなくなったというふうに解釈していいんですかね。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)コロナの関係ということも、そこは推察の域を出ませんし、あるかもしれませんが、相手先の企業の判断ということで、承知をしておるところでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) そうですね。優良企業が来て、あそこが活用できればいいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は13時です。

休憩 午後 0時00分 再開 午後 1時00分

- ○議長(宮崎昌宗君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。 4番目に、1番、髙西議員。質問者席へお願いします。
- ○1番(髙西正人君)皆さん、こんにちは。午後一番、これから眠くなってくるようなところ、眠くならないように一般質問、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。1番議員、髙西です。

新型コロナ感染症がまだまだ収束しない世界で、ロシアがウクライナを侵攻してから100日過ぎました。現在、ただただ一人でも多くの方が健康で安全な生活を享受できる環境を願うばかりです。

コロナや軍事行動が続く中、テスラ、スペースXなどのCEOを務めるイーロン・マスク氏のツイッターの投稿で、出生率が死亡率を超えない限り、日本はいずれ消滅するだろうというショッキングな発言が世界をにぎわせました。これは、日本の総人口が前年より約64万人という過去最大の減少幅となったことに対して、先月、5月20日に発言したものでした。

人口減少社会の日本の中で、座して待つことなく、住民利益のために動き、考えるべき地域の発展、本町は、2040年人口1万人を目指して奮闘中でございます。

そこで今回、私は大池公園と東九州道についてお伺いいたします。

早速ですけれども、大池公園整備事業における第2段階以降の整備の基本的な方針 はどのようなものでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)それでは、議員御質問について御答弁をいたします。

大池公園整備事業における第2段階以降の整備の基本的な方針ということですが、 大池公園整備事業は、東九州自動車道の開通に伴い、大池公園を町の新たな顔と位置 づけ、観光拠点づくりを目的とした施設整備を段階的に行うこととし、新庁建設計画 に基づき、大池公園を目的地となるよう魅力ある公園にすることを目指し、第1段階 では園路整備等を、第2段階では東九州自動車道との連結施設整備を、第3段階では 人道橋など、公園のさらなる魅力づくりの検討を行うこととし、平成28年から令和 3年度にかけて、第1段階である園路整備等の事業が完了しているところでございま す。

議員御質問の第2段階以降の整備の基本的な方針についてはということですが、平成29年度に実施した町政懇談会、また、広報でお知らせしているとおり、新庁建設計画に基づき検討をしていました西側部の高速道路との連結は、施設の目的化等を考慮し、連結しない。集客施設は、企業誘致、民間店舗の誘致になりますが、を基本として、極力町の負担がない整備を考える。

第2段階の施設整備は、民間との連携ができない場合は行わず、園路整備を含めた 公園整備で終わることも考えられる。

第3段階の整備は、第2段階の進捗状況を踏まえ、事業費及び必要性などを検証しながら実施するかを検討するということで決定しており、現在でもその方針は変わっておりません。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)よく分かりました。ありがとうございます。

住民の皆様に今のような形で説明をしているという言葉でございますが、ところで、 令和4年3月14日の参議院予算委員会での内容というのを御存じでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)議員御指摘の参議院予算委員会での質問等を知っている かということでありますが、承知をしております。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)承知していらっしゃるとのことではございますけれども、確認の

意味も併せまして、ここで秋野公造議員の質問と国土交通大臣の答弁を、ちょっと読み上げさせていただきます。

まず、秋野公造議員です。

上毛町の坪根町長さんが東九州道沿線を盛り上げようと旗を振っておりまして、資料のとおり、パーキングエリア沿いに大池公園というのがあって、ため池を7年かけて自然公園に作り変え、ログハウスや宿泊食体験のブランディングを行うと。地産地消のモデルにするという取組でありますが、もしもこれがパーキングエリアと接続できれば、トイレしかなかったパーキングエリアが楽しめるパーキングエリアに生まれ変わることとなり、地域の発展と高速道路の発展を両立させるという取組になるのではないかと考えます。

地元の施設などとパーキングエリアを積極的に接続して、地域発展、それから高速 道路の発展も両立させる取組を推進すべきと考えますが、国交大臣の御意見、御見解 をお伺いします。

そして、国交大臣の答弁です。

秋野議員御指摘のように、地元自治体が施設を整備して高速道路と連結ということは、非常に先進的な取組だと思っております。これを連結することは、高速道路利用者や施設利用者の利便性を向上させるばかりでなく、周辺地域の観光の振興や活性化が期待され、地域の盛り上げにつながるものと考えております。

高速道路と周辺の商業施設等を連結するためには、施設設置者が連結許可申請を行い、これに対して国土交通大臣が許可をするという手続を行う必要がございます。

なお、この連結に当たっては、施設の設置者と地元の自治体や高速道路会社などの 関係者が周辺の地域との調和にも配慮しながら、十分に調整をしていただくことが重 要と考えます。

国土交通省では、高速道路と周辺の施設を連結する制度を活用して、新たな視点から、まちづくりや地域振興に取り組む自治体に対し必要な助言を行うなどを通じて、地域の発展の一助となるよう、積極的に取り組んでいきたいと思いますという内容でした。

国の予算委員会で、本町上毛町、そして、坪根町長の名前が出てきました。また、 大臣の答弁の最後の部分では、積極的に取り組んでいきたいという言葉も含まれてお ります。町長、これに対して何かリアクションはされましたでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君) 私も、上京の際にいろんな先生に会わせていただいて、いろんな話をするわけですけども、この経緯につきましては、秋野先生とお話をする中で、上毛町はどんな取組をしているのかというような中で、定住ゾーンと交流ゾーンという話をしました。交流ゾーンのほうで、高速道路の脇にすばらしい公園があるということで、当時、連結をしたいというふうに思っていた理由が、当時は辻口先生という世界チャンピオンに何度もなられたパティシエが上毛町に進出したいというようなこともありましたので、それだけの人が来てにぎわいを呼ぶと、連結しないと意味がないというふうに思いますし、駐車場も確保しないとごった返すと、先日の商工会がやりましたキャンプイベントであるとかキッチンカーイベントも含めて、あれだけの人が集まるわけですから、これ以上ないというような人が来れば、本当に上毛町の活性化につながるだろうというふうに思って、そういう話もちらっとしました。

そうしたところ、それはすばらしいと、僕は国会で質問しますということを言われて、それを見せていただきまして、斉藤国土交通大臣がそのように答弁されたのを聞きましてありがたいなということと、やはり先進的な取組と言われたことは、本当に、できればそういうことをやっていかなければならないんだろうというふうに考えたところでございます。

また、今、ドライバーの430というか、高速道路は4時間運転して30分休まなきゃいけないという、そういう規則があるんですけども、上毛のPAもトラックのところが狭くて、いつもいっぱいなんですね。だから、結局休むところがないんですよね。だから、事故を防止する観点からいっても、やっぱり広げなければならないのかなというようなことも考えたところでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(高西正人君)町長、経緯は今理解させていただきましたけれども、すいません、この予算委員会での町長のお名前、それに、上毛町の名前が出てきたと。NHKで全国に放送されていたと。そこで、町長は何かそれに対してのリアクションをされましたか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)全国いろんな自治体がある中で、うちの上毛インター周辺を取り上げていただいたんで、私からも先生に御礼の電話をしましたし、メールも差し上げ

ました。リアクションと言えば、そういう感じですかね。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)私、これは町にとって非常に大きなチャンスだと思いました。 そこで、ここの一般質問でも聞かせていただきたいというところを思ったんですけ ども、町長、ちょっと、連絡だけというのは、国交大臣が最後の一文で積極的に取り 組んでいきたいというふうな答弁までしていただいている中、ちょっとそれは足りな い部分が多過ぎるんじゃないかと思いますが、いかがですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)おっしゃるとおりなんですけれども、最初、連携すると言ったときも、私は、地元の議員さんも、皆さん全会一致でならば辻口さんにも恥かかせないしということで思ってたんですが、反対者が議会の中にも何人かいましたので、1回そこで中断しています。ちょっとその辺は、うちの議会の中でも十分に、これまでも安元議員さん、荒牧議員さん、三田議員さんもありましたかね、連結すべきだろうというような御意見をいただいていましたので、そういう意見が多ければ再考はするということで答えています。その辺が許されるならば、大臣のほうにも、上京して、そういったうちの思いがあるということを御礼も含めて、御礼も言ったんですけども、今後、進めてまいりたいというふうに思っています。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)連結自体をやりましょう、推し進めていきましょうというのも一つの考え方です。

しかし、それよりも先に、これは非常に大きなチャンスだと思います。このチャンスを生かすというのが非常に大事なことなのではないかと思います。そのチャンスのきっかけになっているのが連結というものになっていると。あくまでも一つの方法になっているというところだとは思うんですね。

こういったことを進めていく場合というのは、町がありまして、国がありまして、 これ、私は感覚的に商談だと思っています。商談というのは、私が何か売りたい。相 手さんは何かを買いたい。ここには、まず最初に魅力で、買いたい方が引きつけられ るものがないといけない。売りたいほうは、その魅力を買いたい方にしっかりと伝え ておかなければいけない。まず、これが大前提にあります。

そして、その次には、お互いに利益がないと、この商談はうまくいきません。

そして、一番最後に、かなり大きなポイントになると思うんですけども、この商談を行うときに、2者だけで行うものではなく、間に誰かが入ってくる。しかも、この誰かというのは、両方のことをそれなりに理解してくれている方。この方が入ってくることによって、商談の成約率というのは格段に上がってきます。

この状況を踏まえまして、町長、高速道路側の利益、上毛町側の利益というものは、どういったものが考えられると思いますか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)これ、整備したらということですか、連携したらということですか。
- ○1番(髙西正人君) そうですね。
- ○町長(坪根秀介君)連携すれば、高速道路も魅力ある整備ということでございますので、利用者が増える。さっき言ったような、連携すればドライバーの休憩施設も増える。これ、トラックに限らず、一般車も、なかなか、行橋のほうは市長が代わりまして、行橋のPAを開発するというやつが、新しい市長はこれは白紙に戻しましたので、そこはなくなりました。だから、うちがなければかなり長い距離を走って、そういった駐車場に限りがありますから、非常に混乱を招くんじゃないかというふうに思いますので、そういったところが解消できると。

それと、やっぱり国交大臣の答弁にもありましたように、町のPR、そしてこの地域、中津、この辺の豊前の国ですかね、この辺全体の発展につながるんじゃないかというふうに思っています。

- ○議長(宮崎昌宗君)髙西議員。
- ○1番(高西正人君)となりますと、高速道路側にも利用者のメリットは多分にあると。 そしてまた、町としましても、定住自立圏内の影響も多分に出てくるというふうな状 況だと考えられているわけですよね。

そうなりますと、やはりこのチャンス、今後、人口減少社会の中で、上毛町が定住 自立圏内でもイニシアチブを取っていこうかというふうな気概を持って、地域住民利 益のために頑張っていこうというふうに考えていきましたら、やはりこのチャンスは 一つの突破口としまして活用すべきではないかと、非常に強く思っています。

町長、今回の冒頭の説明の中でプロセスデザインのお話をしましたけれども、これはちょっとプロセスデザインでは難しいんじゃないかなと思います。あくまでも、連

結というのは突破口の一つという位置づけで、そこに向かっていく間に様々な交渉や様々な出来事が起こってくる中で、そこで柔軟に対応しながら、一番、町のことを熟知している町長が、うちの町が発展するためにはうち独自の形、うちにふさわしい形で発展するべきだともおっしゃいましたので、それを模索していき、解が見つかる状態を見つけやすくなってくるのではないかと思っていますが、その辺、いかがでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)やはり従前から申し上げておりますように、上毛町にふさわしい ブランディングといいますか、そういったものがまだ確立されておりませんので、初 日にも申し上げましたけども、サテライトオフィスを造ることによって、そういった ものが、英知が結集して、いろんな意味で、そのブランディングができると、そこに 地元の、例えば商工会であるとか企業、近隣を巻き込んで、大いに地域を盛り上げる というようなものができるんだろうと思います。何もないとは言いませんけども、何 もその核がないところにただ連携させても、私はスピードは遅れるだろうと思ってい ますし、最初にやっぱりロケットスタートを切るためにも、そういった必要な整備と いうのはしていきながら、同時進行で進めてまいれたらいいなと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。また、6月の4、5に大池公園周辺でイベントが行われました。そのときは、地元の若い方々、商工会青年部、非常に頑張られて、特にキャンプをされた方々、非常に喜ばれたというお話を拝聴しております。このイベントを取り仕切った中で、商工会の青年部の方が言われたことには、大池公園が非常にきれいだと。利用者、キャンプに来られた方々も非常に喜んでいたと。これがあって非常によかった。しかし、ここに、もっと魅力的なものがあれば、もっと活用してもらえるんじゃないかという欲が出てきたというんですね。若い世代の方々が町を盛り上げようとすることに対して、欲が出てきたと。

その状況を踏まえまして、町長、この大池公園と高速道路のこと、どのようにお考えになりますか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)やはり、もっともっと磨きをかけていく必要があるだろうと思っています。私も商工会青年部の連中とも話をしましたけども、やはり今の若い子とい

うのは情報が早いんですね。ですから、もう世界中の情報を持っていますから、ここにサウナがあったらいいじゃないかとか、ここにカヌーがあったらいいじゃないかとか、土の上でキャンプするんじゃなくて、デッキを作ってほしいとか、いろんな意見、課題というのは聞いていますし、そういったことも含めて、地元の皆さん、もう町内外問わず、皆さんが利用しやすい、そして、よその町とは違う突き抜けた整備ができればと思っていますので、しっかり戦略を練って、最低の費用で最大の効果を得られるようにやってまいりたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。しっかりと戦略を練られて、最低の費用で最大の効果が出るようにということですけれども、町長は、実際、それを考える立場です。それらを決めていくのは、私たち、議会のほうの立場です。

ですので、町長の思いのたけを町発展のために、住民の利益のためになると信じていることは、やはりしっかりと、思いつきでやっているとは私は思ってはおりませんので、熟慮に熟慮を重ねた上で、そのような形で、何事かが計画もしくは提案なりで出てくるのでありましたら、しっかりと私たちのほうに投げかけていただきたいと考えます。

私たちは私たちのほうで、やはりそれはしっかりと審議をさせていただきたいと思います。

その上で、お互いに話合い、言いたいことは言い合い、そこで解を見つけていく。 合意が形成される場合もあればない場合もあると思いますが、今回のこの一連の国土 交通省の大臣がここまでの答弁をしてくださったというものは、間違いなく、上毛町 にとって、おまえら使えよって言っているものと私は解釈しております。

そのあたり、心意気を、町長、いかがでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)町長。
- ○町長(坪根秀介君)全国放送で流れたことは私も感動しました。

とにかく、これ、一つの例ですけども、東証一部上場をされているクックパッドという企業があります。ここは、最近、定款に新たな項目を追加しております。それは、世界中の全ての家庭において毎日の料理が楽しみになったとき、当会社は解散すると。本当に解散するかどうかは別として、すごいキャッチコピー的な、すごい話題を呼

んでいるなというふうに思っています。我々も、やっぱり上毛町に来て、本当に皆さ

んが誇れるものがあるというのは本当にすばらしいんだろうと思いますし、そういったうちの玄関口である大池公園周辺あるいは定住ゾーン、この二つを選択して、突き抜けた整備をしてまいりながら、必ずや人口増加を成し遂げたいというふうに決意を新たにしているところであります。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございます。

必ずや、いい言葉であると思います。でも、その必ずやという言葉はなかなか簡単 に言うこともできない言葉ということは、もう私もそこそこ生きていますので、分か るつもりではいます。

町に対する思いは、誰よりもこの町の中で大きいと、私は信じています。町長の今の答弁、非常に、熱くなるものがありました。

何度も申し上げていますが、この1件は一つの突破口だと思います。これをうまく活用して、うまく上毛町の住民利益を引き出せるよう、また、それをしっかりと議会側に伝えて、しっかりと審議できるよう、これから、もしかすると、動き始めるとめちゃくちゃ大変な事業になるかもしれませんけども、ぜひとも、職員の皆さんを含め、上毛町みんなで頑張っていけたらいいのではないかとは思います。

いかがですか、町長。

- ○議長(宮崎昌宗君)町長。
- ○町長(坪根秀介君)もう、まさに一人でできるものではありませんし、まちづくりは人づくりというふうに言われておりますが、我々も先輩を越えていくという気持ちを持って、新たなほうにチャレンジする、失敗しないと成功は生まれませんから、私ども、行政もそうですけども、昨年を今年越えていくと、今年は来年を越えていくという思いで頑張ってまいります。

議会のほうも、来年、選挙あるわけでございますけども、今年よりも来年、来年も 再来年という形で、みんなが一つになったときに、先ほど言ったような若手が、恐ら く、商工会青年部をはじめ、上毛町に住んでいる若手が、将来、議員になりたいとか、 将来、役場に入って町を盛り上げたいという人が、今は人気が物すごく薄いんですね。 ですから、そういう人たちが増えてくることがこの町の発展だと思いますので、さっ きのクックパッドじゃないですけども、そういうふうに皆さんが上毛町を誇りに思え るような、次世代につなげることができたときがゴールだろうと思っていますので、 しっかり、その辺、気合を入れてやってまいりたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ぜひとも気合を入れて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ところで町長、大変すいませんけれども、上京の際にという言葉が、今の中で何度 か出てまいりました。その上京の際になんですけれども、予算決算委員会等で見てお りますと、ほとんど交際費を使われておりません。そこらあたりはどうなっているん でしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)これも私の考え方ですし、やはり、実績を残さないと意味がないと思っていますので、そういった形で自費を切っても、そういった実績を残すことに専念しているわけで、その評価というのはもう、次の世代というのが判断するんであるうと思います。その辺は、最低のお金で最大の効果を残すように考えておりますので、御心配はなさらなくてもよろしいかと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君) お気持ちは非常によく分かります。非常によく分かります。やはり、経費の削減というものは、一番上に立つものが、まずやっていかなければいけないというふうに考えるのは当然のことだとは思いますけれども、同時に、やはり、一番上に立つものは、使わなければならないお金というのは、絶対にあります。使わなければならないだけではなく、見栄を張らなければいけないという部分もあります。そういう部分があるからこそ、交際費というものが存在しているんだと私は思います。見栄を張る部分で、不必要に張る必要はございません。やれること、身の丈の中で、やはりここはこうだなという良識の範囲内での判断というのは非常に大事になってくると思いますが、やはりそういったものはあります。

いいですか、町長。町長は仕事をされて、上京をされているんですよね。そういう ふうに私は認識をしております。もしプライベートで動くのでしたら、今の町長の答 弁で大丈夫かもしれませんけども、仕事で行かれる場合というのは、やはり、ここは 使っていくべきなのではないでしょうか。いかがお考えなんですか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)私も会社を経営して、代表していたときの流れからずっと、従業

員を食べさせるのが一番だと。自分は、少しでもそういった経費を削ってでも、自分が負担してでもそれも払うのは、髙西議員も経営者ですからその辺はお分かりだろうと思いますけども、そういう思いでずっと来ています。行政側に入ったら若干ルールが違うのかもしれませんけども、その辺は私もまだ無知なものですから、詳しい補足というのを総務課長のほうにしていただきたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)交際費ということで、私のほうから若干補足をさせていただ きたいと思います。

行政のOBの議員さんもたくさんいらっしゃる中であれなんですが、やはり、どうしても行政の経費の執行ということになりますと、民間企業さんとはちょっとニュアンスが変わってくるものがあります。特に、具体的に言いますと、飲食に関わる分というのは、ある程度オープンなものでないと支出に該当しないといいますか、疑念を招くような使い方は当然できない。実際にはそういうことはないんですが、結果的にそういう疑念を招くおそれがあるとかいうもの、線引きがしにくいもの、そういったものについては、しっかり内部で整理をさせていただいて、必要なものについては、当然、私の立場から、町長、これ使ってくださいということで、交際費を使ってくださいということでの御進言はさせていただいておりますので、必要な部分については、可能な範囲で、当然執行はさせていただく。

交際費に限らず、その他の科目で対応できるものにつきましては、しっかり、例えば消耗品であったり謝金であったり、そういったものについては、別の形で理由づけをしっかりさせていただいて、議員さんにも見ていただいて、御納得いただけるような形での正しい執行といいますか、そういったところをさせていただいておりますので、若干、ニュアンスが民間企業さんとは変わってしまうということだけ御理解いただければと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君) 髙西議員。
- ○1番(髙西正人君)ありがとうございました。

もちろん、出どころが、自分たちで稼いだお金をどう使うのかというのと、税金を どう使うのかというのは、絶対的に違います。ですので、私が申し上げているのは、 どんどん使ってくださいというものではございません。必要なところに必要な分だけ、 しかしながら、先ほども言いましたように、見栄を張らなければいけないとか、そう いった部分も、やはり、人間同士が接していれば出てくるものです。

しかし、そこでも、やはり出どころは税金ですので、これはどうなんだというのは しっかりと判断をしていかなければいけないと思います。その判断ができないという ことは、一般的に、ちゃんと社会で仕事をしていれば、そうそう出てこないと思いま すので、そこまでのことは、私は心配はしておりませんし、しっかりと、皆さん、ち ゃんと税金という意識を持って、職員の方々も、皆さんも、全員がそういった意識の 下で仕事をしているという認識も私は持っております。

ですが、このチャンスを生かすためには必要なものがあります。その必要なものを しっかりと、最低限で、先ほど町長が言われましたように、最低で最大の効果を出す 努力というものを、今、この、国交大臣答弁からやっていくものではないでしょうか と思っております。

先ほどの町長の意気込みを聞かせていただきまして、今後、もしこれが前向きに進むのでありましたら、いろいろなことが発生してくるとは思います。また、町長が交渉を重ねる中で、これは突破口で、それよりももっとすばらしいものが、実はこういう形であったじゃないかというふうなものも出てくる可能性もあると思います。一つの突破口として、これを最大限に、最低の費用で生かせる努力を皆さん方にお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)髙西議員、お疲れさまでした。

それでは、ここで質問者席の整備のため5分ほど休憩いたします。

休憩 午後 1時32分 再開 午後 1時38分

○議長(宮崎昌宗君)では、休憩を解き会議を再開いたします。

5番目に、10番、茂呂議員、質問者席へどうぞ。

○10番(茂呂孝志君) 私は7項目の質問を出していますが、まず最初に、イオニアカードについてお伺いいたします。

まず、最初の問題ですが、製造年月日と使用期限のことを伺う予定でしたが、この 使用期限について確認ができましたので、この問題については省略いたします。

それで、次の問題ですが、カードを購入、契約日から納品まで約2か月かかっていますが、これに要するのはカードに印刷したところだと思います。そのことについて、

この作業過程、工程について伺ったことはありますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) それでは、議員さん御質問のカード購入から納品まで、特注 での印刷を含め2か月を見込んだ理由と、その際も、続けてよろしいですかね。1日 当たりの生産枚数を確認しなかった理由はについて御答弁をいたします。

2か月という期間につきましては、令和4年第1回定例会におきまして、議員さんより同じ御質問をいただいておりますので、答弁については同様の内容となりますが、販売代理店を通じましてメーカーへ、カード及び包装へのプリントなどを含め納品に要する期間を確認したところ、納品まで期間を約2か月程度確保する必要があるということでしたので、納品期限を約2か月後とさせていただいたものでございます。

これ、過去にも答弁させていただいておりますが、納品につきましては、契約の期限前、令和2年11月6日に納品を完了しております。

なお、通常の契約におきましても、一定の日数に余裕をもって契約期限を設定する ことは契約上何ら問題はございませんので、くれぐれも誤解のないようにお願いをい たします。

また、発注段階で必要枚数確保の調整ができましたので、1日当たりの生産枚数を 確認する必要はございませんでした。

特注の内容ということでございますが、議員さんも言われたとおり、カードへのプリント、ケースへのプリント、それとストラップをつけておりますので、ストラップの確保、そういったものを含めて2か月ということで、期限を設けたものでございます。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) そう大した時間じゃないですから、実際にそのくらいかかるのかなと私も疑問に思っているんですが、メーカーがそう言われたんであれば、それ以上反論するあれもないわけです。それから、カードの製造元が課徴金を支払ったと思うんですが、この納付日と課徴金の納付金額はお分かりですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)カード発行元であるサルーテ・ラボ株式会社が課徴金を納付 した日と金額はについて御答弁をさせていただきます。

課徴金の納付日につきましては、納付期限と同日の令和4年1月26日です。納付金額は、納付命令額と同額の1,559万円と聞いております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それで、カード製造元は実空間での実証実験はやったのでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) 実空間での実証結果はということで御答弁をさせていただき ます。

販売代理店を通じましてサルーテ・ラボ社へ確認をいたしましたが、実空間での実証実験につきましては、残念ながら現時点で新たな進捗はないということで御回答をいただいております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)これまで製造元はどういう努力をされてきたんでしょうか。この実証実験について、やるためにどういう努力をされてきたんでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)これも繰り返しになりますが、大学の研究機関等で実施可能 なところを探して、そちらにお願いをしていくということで聞いております。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) そういう努力をされたけれど、断られたということでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)断られたのではなくて進捗がないということです。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) そのために、製造元は何か所かに当たったことは当たったわけですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)何か所当たったかとは、その件数は聞いておりませんが、一 部の大学の研究機関とそういった協議を進めているというところは聞いております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)製造元は、イオンはファンでは遠くに飛ばないと言われています。ですから、そしてまた、製造元は、カードを身につけると、身の回り、周囲1.5

メートルから2メートルをイオンで包み込んで、空気のトラブルから身を守ると言っています。町はカードから離してイオンを測定したデータ、これについて、製造元から説明を受けたり、また、そのようなデータを確認したことはありますか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)町に購入時に示していただいたデータにつきましては、議員 さんにも何度も御説明をさせていただいておりますとおり、密閉空間での実証実験結 果ということで、その資料につきましては、ホームページ等でも上がっておりました ので、確認をさせていただきました。

カードから離した結果については、特に、うちからも求めておりませんし、メーカーからもそういった提示はございません。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)カードから離したデータについては確認もしてないし、また、 そういう説明を受けてないということであります。

それで、製造元はこの商品を売るときに、カードを身につけると、周囲1.5メートルから2メートルの範囲にイオンが発生して、それから空気のトラブルから身を守るんだと言われています。そういう説明を受けたんですね。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)当時のホームページを拝見させていただいて、あと、メーカーから頂いたパンフレット等で確認をしております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 今の答弁では、そういう説明を受けたと、そういうふうに認識 しているというということであります。

それで、たしか町の顧問弁護士と、今年の2月だったと思いますが、相談の結果について、契約前に町が受けた説明と相違がなければ問題はないと言われています。ですから、身の周り1.5メートルから2メートル範囲でイオンが発生していれば問題ないと思うんですが、なければ問題があるというふうに私は受け取るんですが、どうでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)顧問弁護士の先生と相談させていただいた内容につきましては、販売代理店と町との関係を整理したものでございます。 茂呂議員さん、前もおっ

しゃいましたけど、住民監査請求をしていただいて、その請求には理由がないので棄却しますということで、その件については、しっかり監査委員さんの意見をいただいて、回答をお返ししているかと思います。

顧問弁護士との相談内容については、あくまでもそういう部分を相談させていただいたことと、私は思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)顧問弁護士からこういうことを言われたと思うんですが、措置 命令が出た後に町がカードを購入すれば、これは問題があるけれど、措置命令が出る 前に町がカードを購入したわけですから、これについては、製造元には問題がないと いうふうに説明されたと思うんです。私もそういうふうに理解しているんですが、ど うですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)製造元に対してというよりは、茂呂議員さんがお聞きになったのは契約に関してということだと思いますので、契約に関しては、販売代理店が契約のとおりの納品を完了しているということで問題はございませんということだったと思います。

今言われている、そういう誤った説明をうちが、町として受けたわけでもございませんので、そこは問題はないかと思っております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)私は製造元に言ってる。販売代理店はそれで問題ないと思いますが、製造元に言っているんですよね。製造元が措置命令を受けた後に販売したのであれば、製造元は責任があるだろうけれど、説明を受けた前に町が買っているわけですから、製造元には責任はないというふうに、弁護士は理解したんではなかろうかなと思うんです。私はそういうふうに理解しているんですが、どうですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)仮に、措置命令が出ているというような商品を町が購入しようとすれば、私たち契約を担当する者として、それはいかがなものかという判断は当然出てくるかと思います。

今回のケースにつきましては、措置命令に関してはあくまで広告の表示に関するものです。 実証実験を偽っているというものではございませんので、そこは混同されな いようにお願いしたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ですから、私が新たに問題にしているのは、弁護士との相談結果で、契約前に町が受けた説明と相違なければ問題ないということです。課長はそういうふうに報告しているじゃないですか。ですから、逆に言うと、契約前に町が受けた説明と相違があれば、私は問題あるというふうに理解するんですが、どうですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)相違はないということで、私どもは認識をしております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ですから、カードを身につけると、周囲1.5メーターから2メーターの範囲にイオンが発生していて、空気のトラブルから身を守るんだというふうに宣伝しています。ですから、本当にカードから1.5メートルから2メートル離してイオンがどのくらいあるのかということを、きちっとイオン測定器で測定すべきじゃないですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) 私どもは、説明があったものについては、密閉空間の正式な検査機関によるデータを基に、説明を受けております。ホームページに書いてある1. 5メーター、そういったものが、必ずこれがあるんですねというようなことを、あえてその場で確認をしたわけでございませんし、商品については、特定の部分だけを切り取って、これが違うじゃないかというようなのはほかにも言えないと思うんですよね。

私どもにつきましては、しっかりと密閉空間でのテストもされていると、そういう エビデンスを基に購入を決定したということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)購入前にそういう測定をしてないということは、町の文書管理 規程14条(5)の事実の調査、これに抵触しとるんじゃないんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)例えば、茂呂議員さん、以前、車を例に出して言われました けど、カタログでリッター10キロ走りますと。走らせたら9キロしか走らない、これは違法なんで返却しますという話が通用するとは、私はちょっと思えないんですね。

そういうのと、例えとしては同じになるんじゃないでしょうか。

- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)文書管理規程に基づいて、商品を購入する場合には、契約する場合には、ちゃんとその事実の調査をするということが例規集に書かれているじゃないですか。それを怠っているんじゃないですかと言っているんです。

ですから、私は例規に基づいてやると、カードを1.5メートルから2メートル離して、イオンがどのくらい発生しているのか、確認すべきじゃないんですか。何でつけただけのことをしたんですか。つけたなら1.5メートル離してすればよかったじゃないですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)契約に当たっては、確認すべき項目というのは何点かあろう かと思います。

今回については、その1.5メーターとかということを確認する項目としては、町は、 そこはしてないということでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 私は、それが利益に反しているということであります。商品を買う以上は、1.5メートルでもイオンが発生しますよということであれば、それを確認すべきです。
- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員。それを言いよったら、全部確認せんといかんですよ。 いろんな買うのも。それは、やっぱり判断じゃないですか、買う側の。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それで、何で議長もそういうことを言われるのかちょっと分かりませんけれども、それで、これ、たしか今年の1月の下旬だったと思いますが、製造元の会社から町長あたりに御連絡文が来たですよね。町長宛てにA4の紙で、たしか二、三枚か。その中で、製造元ですよ、製造元が、消費者庁の職員からイオンが出てないじゃないですかと言われたと。これ、製造元が言っているんですよね。

それについていろいろと答えていますけれども、ですから、私はそれにどういう意味があるのか、ちょっとそれも確認すべきじゃないかなと思うんですよ。

- ○議長 (宮崎昌宗君) 総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君)今言われた、メーカーが出てないとかいうことは一切言って

おりません。メーカーのほうから、イオンが出てませんということは言っておりませんので、そこは訂正していただきたいと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) いや、私はメーカーが言われたんじゃなくて、製造元の会社の ほうが町長宛てに書かれた御連絡文の中に、消費者庁の職員からそういうことを言わ れたということが書かれてあるんで、それはどういう意味があるのかなということも 確認すべきじゃないですかと言っているんです。
- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) そういうやり取りは聞いておりますが、消費者庁として出て ないという科学的な根拠をもって説明されたものではないというふうに説明を受けて おります。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)あくまでも、何度も同じことを言っても、町は、カードから1. 5メートルから2メートルの範囲、どの程度、イオンが発生しているのか確認しよう としない。

これはやっぱり例規に、私は反すると思います。やっぱりそれは、仕事として、例 規に基づいて仕事をすべきじゃないですか。そういう義務があるんじゃないですか、 職員は。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) 今言われるのは、文書管理規程のことを言われていると思うんですが、全ての事務において、茂呂議員さんが求めるもの、全てを文書に網羅して契約の決裁を受けるというのは現実には不可能かと思います。私どもで町長の決裁を受ける中で、必要な項目をしっかりと確認をした上で、この内容で決裁をいただきたいと、契約を進めさせていただきたいという説明に足りると考えたものについて記載をしたもので決裁を受けておりますので、別に文書管理規程に違反をしているとか足りないとか、そういう部分はないかと思っております。

そこを言われるんであれば、これも繰り返しになりますが、もう見解の相違という ことになろうかと思います。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)イオンを、カードを現実にその商品として、実際にそのカード

を持って、イオン測定機でつけて測ったですよね。たしか、1,805ですか、イオンがあるということで、これは、製造元が言われてる発生数と同じだということを確認されておりましたよね。そして、製造元も1.5メートルから2メートル範囲にイオンが飛散しているんだということを言われているんで、ここも確認すればよかったじゃないですか。そんなに手間がかからないんじゃない。何で話したところで確認しなかったんですか。そこが問題だと思いますよ。

- ○議長(宮崎昌宗君)総務課長。
- ○総務課長(宮吉保男君) そこについては、先ほど申し上げましたとおり、契約に当たっての確認項目、調べ上げる項目ではないということで、項目から外れているということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それはおかしいですよ。はっきりイオンが出ていれば、私は問題ないと思いますよ。イオンが出てなければ、これは、私は損害賠償請求の対象になると思います。これ、私の判断ですから、何とも言えませんけど。

それから、イオニアカードはこれくらいにして、次に、ふるさと手づくり村の解体 工事についてでございます。

もう単刀直入にお伺いしますが、うどん工房とハム工房、それと、渡り通路と屋外トイレ、これについて、昨年の12月議会に提案した金額と、今年、専決処分したときの金額、それぞれの金額を御説明してください。

- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)それでは、議員御質問について御答弁を申し上げます。 うどん工房、ハム工房、及び渡り通路、屋外トイレに係る解体工事の設計金額について、令和3年12月議会に補正予算として工事費を計上した際の概算での額と補正 後に確定した額はという御質問ということでお答えをいたします。

直接工事費ベースで、それぞれ12月補正の額、補正後の確定した額の順に申し上げます。

うどん工房、12月補正時100万円、補正後273万1,121円。

ハム工房、12月補正時85万円、補正後257万5,303円。

渡り通路及び屋外トイレ、12月補正時105万円、補正後574万8,439円でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) うどん工房とハム工房ですね、特にこれをお伺いしたいんですが、うどん工房が、昨年12月議会の提案と専決処分したときと2.7倍違っているんですよね。2割、3割の話じゃなくて、2.7倍違っている。それから、ハム工房については3倍違っている。何でこういう見込み違いをしたのか。業者からどういう説明がありましたか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)業者からは大変申し訳ないということで説明を受けました。そして、具体的な理由ということで説明を聞いたのは、概算積算時ではアスベスト含有建材の把握が全くできていなかったということでございます。アスベスト含有建材を含んでいる、今、指摘されました2施設につきましては、その処分費がかかるということで値段が上がったという説明で聞いております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それで、やっぱり2倍、3倍になったということですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)そういうことで説明を受けております。ただ、業者についても、見込みが誤りであったと、大変すいませんということで、おわびをこちらに申入れて、私のほうもそれを受け入れたと。

そして、最終的には、全協でも、また、説明申し上げますとおり、担当課としての 確認不足であったということで、再度また、ここでおわびを申し上げます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それで、アスベストに気がつかなかったということですが、仕様書にはこのことがどういうふうに明記されていたんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。
- ○企画開発課長(熊谷豊司君)設計ですので、仕様書には明記しておりません。設計段階で分かったということです。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 現場説明もされたと思うんですが、そのときも気づかなかったんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)企画開発課長。

- ○企画開発課長(熊谷豊司君)設計、また、説明のときには、それがあるかないかという、含んでいるかということは承知はしておりませんでした。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) それから、今度は南吉富放課後児童クラブの芝の生育状況ですが、6月になってもなかなか芽が出てこないようです。枯れたとは申しませんけれど、 生育状況は非常に悪いようですが、今後どのようなお考えでしょうか。どのようにして、これを正常な形に戻すというお考えでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長 (末永浩一君) 議員の質問に答弁させていただきます。

南吉富放課後児童クラブの屋上緑化には、現在、高麗芝を使用しております。高麗 芝は日本芝の一種で、その生来から日本の気候風土に合った芝だと言われております が、一般的には暑さに強く寒さに弱いと言われております。

高麗芝の特徴として、10月下旬から2月下旬頃の間は生育がとまってしまい、特に冬期には、緑色の色素が抜けて枯れ草のような茶色になってしまいます。

施設の軒先の芝についてですが、竣工当初の芝は生育の遅れから仮の芝マットを張っておりましたが、昨年10月に施工業者が軒先部分の張り替えを行っております。

現在、10月に張り替えて、初めての成長期を迎えております。芝の生育には十分な水やりが不可欠です。6月から始まる梅雨の期間は多湿で降雨量が増えますので、成長に必要な十分な水が期待できます。梅雨時期に活着することを期待しております。

日当たりのよしあしなど、施工箇所によっても、芝の環境条件が異なっておりますので、梅雨明け後には、施工業者や管理業者と芝の生育状態を確認した上で、必要であれば施肥など、活着を後押しできるよう管理を行ってまいります。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君) 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) じゃあ、今のところ、水が不足しているということですか。で、 ああいう状態になっているということですか。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)昨年10月に張り替えておりまして、そのときに、芝の圃場から芝を一定の区画のマットに切り離すときに根切りを行っているんですが、 10月に根切りを行って施工して、10月から4月までは芝自体が成長しない期間な

んですね。ですので、その切られた根が伸びるまでには、今年の春以降の温暖な気候の中で十分な水を与えてあげて、成長を促していくということだというふうに考えて おります。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) じゃあ、一度芝を張り替えていますから、瑕疵担保契約というのはどうなるんですか。これはもう、ちょっと今の時点では、これ、2年ではきちっと終わるということじゃないでしょう。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(未永浩一君)昨日、施設を見に行ったんですが、大分、緑が濃くなっておりまして、先ほど申し上げたように、芝の施工箇所によってはうまく緑が出てない部分もありますが、大分、濃い緑が出てまいりましたので、本当に、先ほど申し上げたように、今年の梅雨時期を乗り切って、うまく活着できればというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)ですから、私がお聞きしているのは、この瑕疵担保契約というのは、実際は、その期限はいつになるでしょうか。
- ○議長(宮崎昌宗君)今、どちらの負担にしているかということですね。
- ○10番(茂呂孝志君) その期限、瑕疵担保契約期限。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君) 今年の10月までになっています。少しお待ちください。

正確には、今年の10月8日までとなっております。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)今後の生育状況を見ないと何とも言えないという状況なんでしょう。

では、次に行きます。

アピアランスケアの推進の取組についてですが、昨年12月より、福岡県は、がん 患者やがん研究者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進 し、療養生活の質の向上を目的に、医療用のウィッグや補整用具などの購入費を助成 する市町村を支援するようにいたしました。

今年4月現在、県下でこの事業に取り組んでいる市町村は8市町村です。上毛町も、 この事業に取り組む考えがないのかをお伺いいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)議員の質問にお答えいたします。

がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しています。外見が変化することで、他人との関わりを避けたくなったり、外出をしたくなくなったりと、今までどおりの生活が送りにくくなる方がおられます。

そこで、治療に伴う外見の変化に対して、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアを行うことがアピアランスケアです。

福岡県では、議員がおっしゃったとおり、令和3年度から、がん患者の社会参加支援事業として福岡県アピアランスケア推進事業を実施しております。

この制度は、がん患者及びがん経験者を対象に、医療用ウィッグ等や補整具等の購入費を助成する市町村を支援するもので、実施主体は市町村となっております。医療用ウィッグは、購入費の半額で2万円が助成の上限となっており、補整具等は、購入費の半額で1万円が助成の上限となっております。それぞれについて1回の助成を限度としております。また、県単独での助成は行わず、市町村が助成をすることが条件となっております。

制度開始時点で、本事業を実施している市町村はありませんでしたが、令和4年5 月の時点で、9市町が事業を実施しております。

本事業は、小児がんや、いわゆるAYA世代のがん、成人がんまで幅広い世代の方々に対しての支援が可能となります。がん患者の社会参加を支援するため、本町においても助成の条件や内容等の整理及び精査を行っております。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)今後、そういう方向で、今、努力しているということですね。
- ○議長(宮崎昌宗君)子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(末永浩一君)はい、そのとおりでございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)できるだけ早く実施していただきたいと思います。がん患者の精神的な負担をなくすために、これは、私も、本当に、非常にいい制度だと思います。 それでは、国保税の均等割の負担軽減について伺います。

私も、これについては何度となく一般質問を行ってまいりましたが、なかなか町は 踏み切ろうといたしませんでした。

しかし、今回、国は国保税の均等割の負担軽減に踏み切りました。国民健康保険法第77条では、特別の事情がある場合は、政省令の定めもなく、トップの判断でこのことは減免できるようになっています。本町においても、国が取り組んだのでありますから、これに続いて取り組むお考えはないのかどうか、見解をお伺いいたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)国は国保税の均等割の軽減措置に踏み切ったが、本町においてさらなる軽減措置を取り組む考えはという質問ですが、これについても、何度も軽減の関係、うちのほうも同じような答弁をさせていただいておりますけど、現在に至っても、国民健康保険特別会計の財政状況から、独自の軽減枠拡大は困難なものと考えます。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)上毛町はかなりの基金があります。この基金を一般会計に繰り入れれば、私はできると思います。町長も、上毛町の財政は県下でトップクラスだと言われています。これを大池公園とかに使うのもいいですが、やっぱり実際の命と健康を守るところにも手厚くすべきじゃなかろうかなと思います。町の財政状況から見て可能だと思いますが。
- ○議長(宮崎昌宗君)税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)国民健康保険特別会計は基本的に独立した会計でございます。 町から一般会計の繰入れについては、決められた金額というのが通常行われています。 国等の指導からも、法定外繰入れの解消をしなさいというような指導も受けています。 法定外の繰入れ、基本的には、このぐらい繰り入れなさいという決め事がある中で、 それ以上のことは解消していきなさいという形になっております。

そういう中で、国保の特別会計については、独立して、自立していくというのが、

やっぱり本来の形という形になりますので、今現在、茂呂議員さんも御存じのように、 上毛町の保険税率は県内でも最低レベル、実際のところ、下から2番目というような 形になっています。

そういう中で、国保財政の段階的保険税の引上げが必要とされる中に、保険税不足分を先ほど言う国保会計の基金や一般会計の過去の繰入れの繰越し等から財源補填が必要とされている中に、そういうことを、課税免除等を行うには困難なものと考えています。

実際、ほかの部分のところで、先ほどの子ども医療、子供の部分、18歳未満の分を、みんな均等割を下げてゼロにしているとかいう団体も見受けられますが、そういうところは、うちより保険税がかなり高い。そこの分も見ていただきたいと思います。

今、一つ上げている分が、18歳以下、全額減免しているところの保険税をうちに当てはめますと、2,700万円程度の財源が確保できる。ほかの部分でも、3人目を減免しているところは4,500万円、そこの税率をうちの今の保険者と所得等に当てはめると、そのくらい財源が確保できる中で、そういう減免を行っているという形になっています。

今現在、うちの国民健康保険については低い税率で推移している中で、さらにそういう形で減免していくというのは、お金が足りないのにまけますよというような考え方にはならないと思います。

また、今後、激変緩和措置が令和5年、来年で終わるというような形になりますので、さらなる保険税というか財源が必要になっている中で、保険税の引上げは、今急務という形で、なるべく住民の方の負担にならないように、今、段階的にそういう引上げの作業を行っているところでございます。

それを認識した上で、こういうことは困難であるという形を御理解ください。 以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)一応、今課長の答弁を聞きますと、なかなか県のほうが許可してくれないので難しいんだというふうに取れるわけですが、私は、町長が人口1万人構想を発表していますから、国保のコウヨウ、今の制度だと、子供さんが多い世帯は人員割で、人数に応じて負担がかかるわけですから、やっぱりそういう人口増を目指そうとするならば、ここら辺りを、これ、トップの判断でできるわけですから、人員

割を下げたほうがいいんじゃなかろうかなと、私は思うんですが。

- ○議長(宮崎昌宗君) 税務課長。
- ○税務課長(堀田京介君)先ほども申し上げますとおり、こういう、今回の子供の未就 学児の分については、令和3年の国会のほうで、一応認定されて、6歳未満という形 でなっています。

ただ、そこで、参議院の厚生労働委員会の附帯決議には、財政状況を勘案しながら、 そういう、国においても、対象者減免幅のさらなる拡大を引き続き検討するという形 になっています。

うちのような財源が足りないところについては、そういう国の見直しを考えながら やっていきたいというのは考えているところですし、町にお金があるからという形で した場合、子供の部分を、仮に18歳以下を減免するとしたとします。その中には、 お金というか、所得の多い方も含まれるんですね。だから、こういう一律に減免する、 基本的には課税免除するというのは慎重に行って、本来、生活困窮等で苦しい世帯に 対してどういう具合に減免できるか、そういうところを、町としては考えています。

実際のところ、そういう生活困窮者、要は納税困窮者に対しては個々の担税力を判断しながら、通常の減免制度や執行停止等により、個々に取り組んで対応しているところです。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)国保の加入者のほとんどの方は自営であり年金生活者であり、 生活は苦しいですよね。ですから、特に今のコロナ禍とか、こういう中では、やっぱりそういう方々が苦しいと思うんですよ。やっぱり、何がしかの、子ども世代の多い世帯は、特に影響を受けます。これは、政省令の定めもなく、何のあれもなく、何というか、トップの判断次第でできるわけですから、そこの辺りを考えていただきたいと思います。

今後、機会あるときにまた、こういうことも言ってまいります。

それから、農業集落排水事業の使用料の引下げですが、上毛町は、1人、2人世帯に対しては、この京築・中津管内で、一番高いんじゃないですか。

- ○議長(宮崎昌宗君)建設課長。
- ○建設課長(堀 綾一君)今、農業集落排水事業の使用料が高いんじゃないかというこ

となんですが、京築地区で見ますと、築上町と比較しますと、議員言われるとおり、

- 3人世帯までは築上町のほうが上毛町よりも低額になっておりますが、4人で同額、
- 4人以上であれば上毛町のほうが安くなるという状況でございます。

行橋市と比較しますと、行橋市のほうが高くなるという状況でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)上毛町は、世帯割が、たしか3,000円で、消費税を入れて330円か。それから、人数1人足して800円。ですから、世帯割が高いんですよね。 京築では、1人、2人の世帯では、たしか一番高かったと思うんですね。人数構成によって、これは違いますよ。1番になったり、3番になったり、2番になったり、いろいろありますから。

ですが、高いのは確かなんですね。何でこれ高いかというと、この京築管内というのは、業者はやっぱり1社ですから、ここらあたりに、私は原因があると思うんですよ。

町長どうですか。やっぱり競争原理が働くようなやり方をすべきじゃないかと思うんです。そうすれば、中津のように、少し安くなるんではなかろうかなと思うんですが、その点についてお考えを伺います。

- ○議長(宮崎昌宗君)町長。
- ○町長(坪根秀介君) 先ほどから、もうピンポイントで、これ高いというような御指摘でございますけども、総合的に見ていただいて、判断していただきたいと思いますし、担当課長が申し上げたとおりで、あとはもう見解の相違になろうかというふうに思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)見解の相違じゃ済まないです。やっぱりここの京築管内でも、この豊築管内でも、競争原理が働くようなシステムを私はつくるべきだと思います。 そのために、町長、県といろいろ話して、そういう方向が実現するように働きかけていくべきじゃなかろうかなと思うんです。

町長の見解を伺います。

- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)水道企業団の水の件にしてもそうですけども、安くなるように努力しているんですけども、そういうときは茂呂さん、協力していただけませんよね。

ですから、ピンポイントで言われても、もう総合的に同じ歩調を取っていただかないと、答えはありません。

- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) そういうもんで、町長、働きかければ、私も県議会に行ってお願いしたり、努力、協力はしますよ。

それでピンポイントと言われましたけど、議長のほうからも言われています。コロナで急いでくれって言われていますから、ピンポイントでやりますけれども、ぜひそういう方向で、町長、努力していただけるなら協力いたします。

- ○議長(宮崎昌宗君)答弁、要ります。
- ○10番(茂呂孝志君)はい。
- ○議長 (宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)十分に、全体のバランスを勘案して考えてまいりたいと思います。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)やれば応援いたします。

それから最後に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について、給食費の問題について、質や量、栄養バランスを落とさないようにやってほしいということでありますが、これはもう予算書に計上されていますので、これはもう、実現できたものと、実施するものというふうに見ています。

その点だけです。それでいいですね。

- ○議長(宮崎昌宗君) それ、何を聞いているの。それ、どういう質問です。 しっかり質問してください。
- ○10番(茂呂孝志君)予算計上されていますよね。これ、もう取り組むわけですね。 その確認だけです。
- ○議長(宮崎昌宗君)教務課長。
- ○教務課長(村上英之君)本議会で、臨時交付金を活用してするということで、予算計上させていただいております。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)早期の実施については感謝申し上げております。ありがとうご ざいました。

議長からも、コロナ禍の中でできるだけ時間をいっぱい使わないようにということ

で言われていますので、この辺で私の一般質問を終わります。

- ○議長(宮崎昌宗君) お疲れさまでした。 何ですか。
- ○9番(安元慶彦君) 閉会、ちょっと言わんでください。
- ○議長(宮崎昌宗君)はい。何ですか、安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)議会運営について、ちょっと読みたいと思いますが、先ほどの茂 呂議員との質問のやり取りの中で、とりわけイオニアカードについては、我々には何 も見れない。質問者の論点もしっかり絞って、あるいは答弁するほうも、これ以上あ りませんとか、何とかならないとね、どこで実を結んだのか、我々には分からんうち に終わってしまったと。こんな感じですよ。

こういうことのね、議会運営というものは、これから先、やっぱり、私、改めていかなければ、せっかく貴重な時間を使って、皆さん真剣に聞いておるんですけども、最後になって、どこでどういうふうになって実を結んだんかと。我々は、失礼な言い方かも分かりませんけども、実がない。こういう議会の運営は、私はこれから先も困ると思います。

とりわけ茂呂議員については、このイオニアカードの問題はもう何回目ですかね。 議会があるたびに出てきて、これは、どうも最終的にお互いが納得のできるものに終 わってないから、こういうふうになる。質問者のほうも、何か新しいものを出してき て尋ねるならいいけど、過去のいきさつだけを行ったり来たり、行ったり来たりしよ って、最後は見解の相違ぐらいのところで終わって、我々、聞いているほうには何も ない。何も残らない。失礼な言い方かも分かりませんけれども、そういうことでござ いますから、これから先の議会運営、議長のほうでしっかりまとめていただきたいと 思います。

以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君)一応、出された質問は基本的に受けるようにしておりますので、 実際、質問がどういう内容かというのは聞いてみないと分からないところがあります ので、茂呂議員も、今後、論点を整理して質問をされてください。
- ○10番(茂呂孝志君)この件については、お尋ねをされた方があったので、端的に申 し上げたと思います。そのとおりのストーリーであったと思います。

ですから、私の、今までこれらのイオニアカードについて、やり取りの中でやって

れば私の言いたいことは分かると思います。(「分かりません」と呼ぶ声あり) それをここで言うと時間がなくなりますから、単刀直入に、私質問しているわけです。

以上です。

○議長(宮崎昌宗君) ちょっと見解に相違あるようですが、それでは、これで本日の一 般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時26分